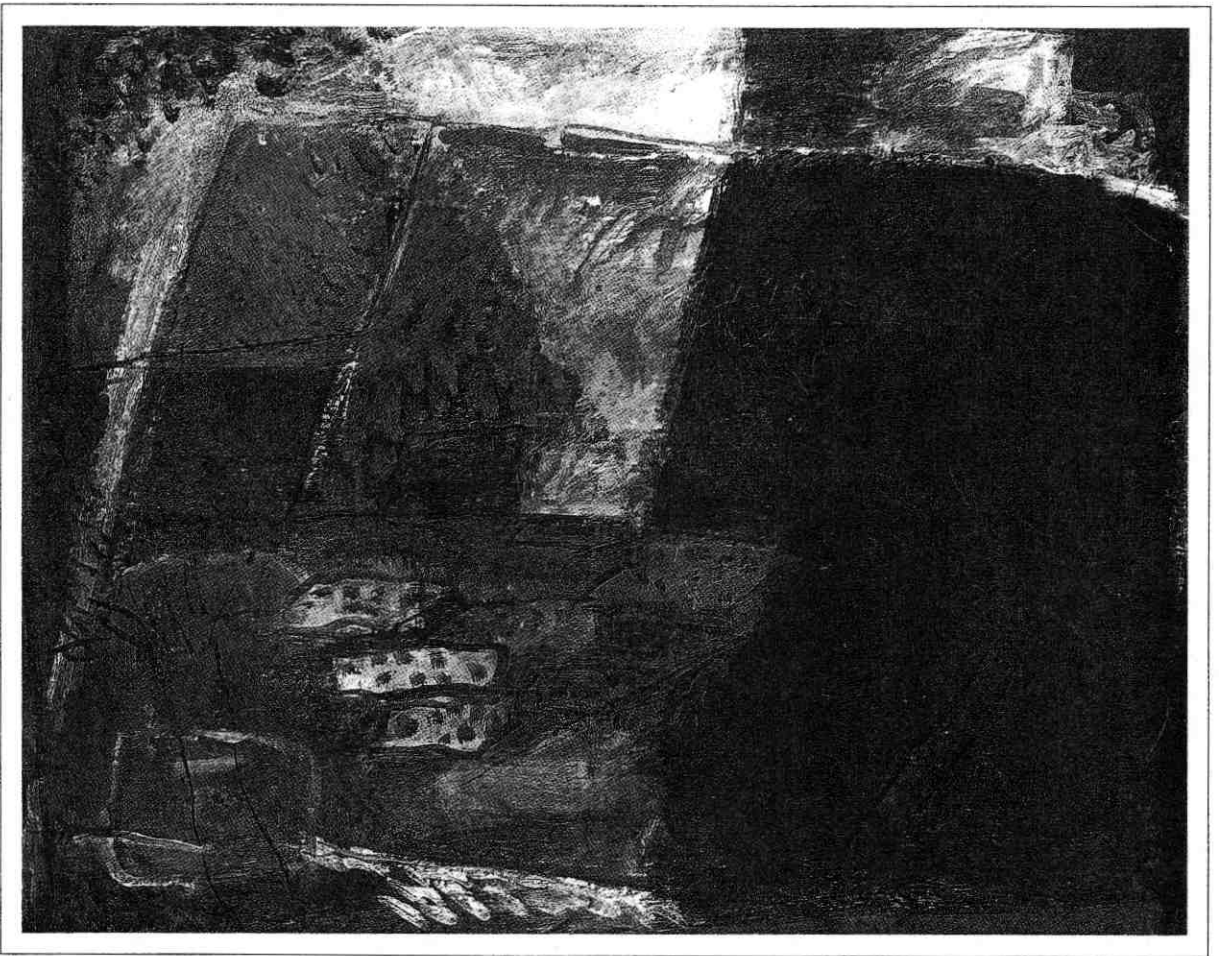


国民と森林

2001年・春季
第 76 号



国民森林会議



地方林政が直面するもの

多賀 清雄
(長野の林政を考える会)

信濃毎日新聞の二日号は、長野県民の田中康夫知事への支持率が91・3%(!)という世論調査結果を掲載した。公共事業の全面的な見直し、箱物行政ノーマルが田中知事の基本姿勢で、住民との対話を優先する自らの政治スタイルにかなりの手応えを感じとっているにちがいない。その知事が昨年十月の就任以来、今後の県政の柱と唱えて来たのが「造林」である。

「治水力のある長野の森林を再構築してゆくことは、日本にとっても重要なこと。ダムなど従来の治水事業を根本的に見直し、森林整備に着目して、新たな公共事業の形を発信したい」

「県内の土木建設従事者の比率は一六% (全国二三%)と高い。造林は雇用確保、中山間地対策になる。集約的な知識、技術は県の施設で研修してもらおう。県内に戻って働く青年にも支援したい。財源は私学補助を見直したり、林務関係の起債を人材養成にまわすのも一方法」——などと語ってきた。

長野県財政は五輪のツケ一兆六千億余の借金で全国二位の公債費負担率に喘ぐ。だから

「大きな外科手術を伴う質的転換をする」とも明言している。

こうした田中知事の政策が初めて具体的な姿を現わすのは、二月にかけての新年度予算編成のことなので、残念ながらこの稿には間に合わないが、従来型の大型公共事業がパッサリ削られ、森林整備費は大幅増額となることはまちがいない。構想の一環として県林務部は県営林、保安林の施業に土木建設業者や素材生産業者の指名競争入札を考えており、国有林と隣接した団地では提携して施業する取決めを近く中部森林管理局と結ぶなどの手を打っている。「これからは、つるはしの代りにチェーンソーだ」と土木業者が冗談をいうように、一定の期待効果は出ている。

だが、造林事業費を増やすといっても、国民有林に対する補助は新年度減りそうだし、その上現場は山林所有者と町村の冷めた空気に毎日さらされているから、量を割り当てられても消化に困ると内心悩んでいる。「土木公共に代る造林」ということは一人歩きしたが、景気対策への期待は筋ちがいと議会の空気もいまイチだ。それでも表舞台で脚光を

浴びることなど絶えてなかった林政が、地方から政治のあり方を覆そうという新知事の登場で、初めて晴れがましい役を振られた。さて、実力はどうかと、県民は固く吞んで二月議会の成り行きを見守っている。

行政と住民の緊張関係の中から新しいものを生み出そうという市民運動型の政治手法も、もうすっかりお馴染みとなった。豪雪の山村で車座集会を開く。会場を埋めた老若男女から三時間たっても知事への質問の手が挙がりつづけ、地域の日常生活のあらゆる問題が息せき切って語られる。それは農山村に生活の場を取り戻して欲しいという声である。

このところ県庁内に知事直属の委員会や各部横断的なプロジェクトチームづくりが目立つ。民間ディレクターに事業構想を委嘱するケースも増えた。国の仕組みをそのまま受けただけで行政が官僚化して柔軟性を失い、制度疲労に陥っているのは、こんな車座集会の中でも嘆きとれる。職員の意識から変えなければ、という狙いでもあろう。

森林整備の大綱に、ようやく山村の役割取りが入ってきた。そこでは失われた生活を取り

戻すために地域に即した横断的なキメ細かな施策が提示されていかなければならない。将来、林政に長野モデルと呼べるようなものが生まれるとしたら、それは教育や福祉などとも連絡を取り合った総合施策の中での森林整備運動の展開ではないだろうか。上からの計画を「指導」することであった林政に、そんな下からの積み上げを期待するのは無理なことであろうか。

一月末、私たちは「長野の林政を考える会」を立ちあげた。国民森林会議の高木保夫氏、南信地区の県林務部職員N氏の三人で呼びか

けたところ、憂いを同じくする国有林、全長野、県林務部、森林組合、ボランティア団体に属する人、それにオブザーバーの記者と有カメンバーがそろった。皆、組織にとらわれない自発的な参加だ。森林・林業への危機感と期待がないままになった各自の自己紹介に、林政の転換期を改めて思わされた。

「山村に軸足をのけた林政を目指す」「個々の林家の力だけではもう限界。地域の協力でいう仕組みをつくらうとしているが、そこでも自発性の壁につき当たる」「マチの動きと現場の間に大きなギャップがある。間伐を増

やすといっても誰がやるのか。どこでやれるのか」「森林・林業は行政の持ち物とみられている。県民が造林をどう理解しているか、そこから始めないと」「行政と造林部門の間にハラを割って話せる場所がない」等々。一年間、この会で話し合いながら長野からの報告をお届けしてみたい。

目次

季刊 国民と森林

No.76 2001年春季号

- 巻頭論文
 - 地方林政が直面するもの 多賀 清雄 2
 - これからの森林・林業政策を考える
 - 松下 芳樹 4
 - 「森とむらの会」の林政基本政策提言
 - 古野 雅美 17
 - 自然住宅と国産材利用 (その1)
 - 田久保美重子 21
 - 国民森林会議第19回総会議案 31
 - 森林フォーラムの活動 38
 - ハヶ岳自然と森の学校
 - 2001年度の開講ご案内 40
 - 切り抜き森林・林政ジャーナル 44
 - アトランダム雑誌切抜き 46

山の里は天然の子宮 — F15号 小林金三 (札幌在住)

日本のあちこちで山里が消えた。あってもひどく荒廃している。子宮は継承の住み家である。山里が荒れることは、ふるさとの心、暮らしの潤い、きのうをきょうに、きょうをあしたに継げる意思を、失わせる。木があって、流れがあって、抑制のきいたつつしみ深さがあって、安らぎがあって。人は、包まれ、抱かれて暮らす—

目次題字 隅谷三喜男

表紙の言葉



これからの森林・林業政策を考える

松下芳樹

(国民森林会議会員/NPO法人森づくりフォーラム理事)

I はじめに

新しい世紀が始まった年にふさわしく、森林・林業の世界にもいつになく大きな転換期が訪れている。言わずと知れた林業基本法の改正である。基本法というだけあって、成立した昭和三九年以来、それまでの森林法もその下に従え、日本の森林・林業政策の枠付けをしてきた重要な法律である。

しかしながら、改正がささやかれる教育基本法は早くもマスコミにも騒がれつつあるのに対して、林業基本法の方は通常国会で改正が審議されるのはほぼ間違いないのに、この時期(二月初め)に及んでほとんどマスコミの話題に登場しないのは寂しい限りである。

そのせいかわからぬが、一般国民の間はともかく森林・林業関係者の間においても、これに関して議論が熱く交わされないのはどうしたものだろうか。林業関係の研究者から

の意見も「林業経済」誌上ではいくつも見られたものの、研究者以外からの意見は、国民森林会議がいち早く平成一年八月に「当面する林政問題への緊急提言」を出したほかは、昨年の一〇月に(榎森とむらの会による「森と木とむらに関する基本政策」一二の提言、NPO法人森づくりフォーラムによる「新たな森林社会の創造を求めて(森林ボランティア活動をすすめる市民からの第三次提言)」ぐらいしか目立った動きはない。

このような状況に一石を投じたいという思いから企画されたのが、今年の一月一九日に開催された市民参加の森づくりシンポジウム「二一世紀の日本の森林を誰が、どう守るのか」これからの森林・林業政策を考える」であった。これまで森林・林業政策について市民の立場から提言してきた人たちが一堂に会し、それぞれの考えを表明しながら議論するとともに、全国の市民に問いかけるものであった。多くの参加者を得たのはうれしい限りであったが、マスコ

ミの取材はほとんどなくその点ではねらいどおりにはいかなかったというのが本場のところであらう。

ここでは、筆者が森づくりフォーラムの提言の作成に関係し、当日のシンポジウムにもパネリストの一人として参加したことから、このシンポジウムの概要報告とともに森づくりフォーラムの提言の骨子を紹介することとなった。しかしながら、シンポジウムの基調講演は議事録で一八千字余り、パネルディスカッションは四八千字余り、森づくりフォーラムの提言にいたっては全文で七万字近くになることから、誌面の制約上、到底シンポジウムの意味深い発言内容や提言の言及している幅の広さなどはお伝えすることができない。シンポジウムについては報告集を、提言については提言書本体をぜひ読んでいただくことをお勧めして、今回はそのほんのさわりの紹介とさせていただきたい。

II シンポジウムの概要

シンポジウムは定員(当初一〇〇名)をはるかに上回る、二四三名の方にご参加いただいた。森林・林業関係以外の参加者が思った以上に多かったのはうれしいことであったが、シンポジウムの内容から専門用語も多用され、決して一般の方たちには理解しやすいものではなかったようである。しかしながら、終了後のアンケートからみると、大半の方たちは今回のシンポジウム自体への評価は高いようであった。特に、学生や行政関係者の若手の方々は、これらの提言に初めて接して、その内容に驚いたという印象が多かったようである。ただ、参加者の林業基本法の改正が抱える課題への理解と関心を高められたのは良しとしても、私たちの思いはその先にある。すなわち、これからの森林・林業政策はどのようなようになっていくのか。

基調講演

古橋源六郎氏が「林業基本法の見直しについて」と題して講演された。古橋氏は以前林政審議会の会長をされていたこともあり、当時からの森林・林業政策の見直しの議論の過程も踏まえながら、今回の基本法の改正がどのようなことを意味するのかという点を強調された。

まず、最初に指摘されたのは改正内容を広く国民に公開し意見を聴くということについてで

ある。改正基本法の内容として規定すべき事項や個別法令との関連などについて、この時期になっても具体的内容が国民の前に明らかにされないこと、そしてその内容に具体的に意見を言えないことは非常に残念なことである。森林整備への国民の協力を得るためには一般に広く理解を求める必要がある、基本法の内容が固まる前に論点整理して公表して国民の意見を聴くべきであるとされた。

また、基本法の改正が全面改正なのか一部改正なのか、基本法の名称はどのようなものがふさわしいかについては、今回は改正すべき内容が多く、以前とは大きく変化した情勢下においては新たな視点からの抜本的見直しが必要であることから全面改正すべきであり、その名称についても、少なくとも、森林、林業、山村という文言については政治主導で入れるべきであるとのことであった。

続いて、いわゆる基本法の性格から、今回の改正をどうとらえるかという視点での話があったが、その中の基本法の一般的機能としての三点について報告する。これは「第三次提言」の作成に関わった立場からは、改めて基本法の改正というものが何を意味するのかということをつきつけられたものである。その三点とは、政策内容に対する枠付け機能、政策策定過程に対する枠付け機能、誘導的機能であり、その内容は以下のようなものである。

(1) 政策内容に対する枠付け機能

政策内容に対する枠付け機能とは、国に対して個別法令の立案、改正、運用に当たり、基本的な方針、基本理念等を提示して政策が実質的な総合性が図られるようにするというものであり、行政当局者、あるいは裁判官が様々なことを判断する場合には、この基本法の理念というものを参考にしなければならないというものである。それでは林業基本法に掲げる理念とは何かという点、現在、林野庁は、多様な機能の持続的発揮のための適切な森林管理、森林資源の持続的利用を担う林業と木材産業の発展、山村の振興の三つを考えているようであるが、この基本法の中の理念というものを何にするかという点とは大変重要な問題であるため、その三つで足りるのか、あるいは、その三つをこの基本法の中に入れるのは何故かということについても国民の間で議論をしなければいけない。

特に多様な機能の持続的発揮のための適切な森林管理については、重視すべき機能に応じた森林の管理を推進することが重要である。そのためには、林業が適正に行われなくなった場合にも適切な森林管理が行われるような仕組みを作っていく必要がある。平成九年の林政審議会答申の際には、結局、民有林の経営というものは、公共の利益に反しない範囲において森林所有者の意志に基づき行われることが基本であるというふうなことが述べられている。しかし、公共の利益というものは、最近では範囲が広がってきており、森林所有者による森林の適切な管

理の義務というものが大きくなってきている。次に森林資源の持続的利用を担う林業と木材産業の発展について、これを理念として掲げる理由は、林業・木材産業は、木材生産を通じて森林の適切な管理に資するとともに、就業機会の少ない山村地域等の活力の維持などに、重要な役割を果たしているということや、森林から生産された木材は、永続的に再生産を行うことが可能な資材であるということ、あるいは、加工エネルギーが少ないということなどによって、環境への負荷が少ない優れた素材であるということからである。

山村の振興については、山村地域は林業生産活動や日常的な森林管理活動を通じて森林の多様な機能な発揮を促し、安全で豊かな国土の形成を図る上で重要な役割を果たしていることから理念として掲げるべきである。森林というものを議論する限り、山村というものを無視することは出来ず、特に世間一般における山村はかわいそうだから援助してやるんだという考え方を是正し、山村から都市の住民は恩恵を被っているのだということを広く認知してもらうために、新しい山村哲学というものをうち立てなければいけない。今度こそ森林・林業・山村基本法というように名称に山村を書き込むべきである。

(2) 政策策定過程に対する枠付け機能

政策決定過程に対する枠付け機能とは、政府に対して、政策決定過程の手續きの仕組みを義務づけるものであり、通常三つの事項を最低限満たさなければならない。

推進体制というものを基本法に書くのはどうしてかという点、基本理念に沿って政策を総合的、効率的に、かつ国民の信頼や意見を得ながら推進していくためには、基本法にそのような政策を推進する体制を持つ必要があるからである。そのためには国民の代表の意見を入れた審議会というものをつくっていくことが必要であるが、これについては改正基本法においての問題点は特にはないと思う。林業基本法にある林政審議会は、今回の行政改革の一環によって、森林法における中央森林審議会と合併をしており、それに基づく組織、権限というものがすでに整備をされている。

(3) 誘導的機能

基本法はその同一分野の施策というものを実際に実施に移すということに関して、個別法令の機能として、政府の施策を実施するための必要な法制上または財政上の措置、その他の措置を政府は講じなければならないと規定している。これは現在の林業基本法においても同様であり、それは問題ない。そして今回の林野庁の林政改革大綱のなかに、森林法を改正する、森林組合法を改正するという予定が出ていることがまさ

揭げている。すなわち基本計画の作成義務、責任の所在、そして審議会等の推進体制である。基本計画をつくる理由は、政策の推進に当たって行政の各部署が政策項目を基本理念に沿って矛盾なく、かつ総合的に一体的に実施に移すということ、また、経済・社会情勢の変化等に適切に対応して、効率的な施策を展開していく必要があるためである。ここで、基本法上、問題点になるのは、この基本計画というものに盛り込むべき事項を何にするのか、そして、盛り込むべき事項を法定する必要があるのか、どの程度のもを規定するかということであり、これらが大変な議論になってくる。

例えば、木材自給率や森林法上の森林計画との関係、さらに進んで、森林計画の基本的な考え方というものも、基本法のなかに規定した方がいいのであり、本来は森林法の基本的な考え方は基本法のなかに持つべきだと考えている。基本計画の見直しについても、現在の林業基本法では必要に応じ見直すようになっていて、全国森林計画のように、森林・林業・山村基本計画も五年ごとに見直しを義務づけた方がいいと考えている。

次に、責任の所在を明確にする必要というのは、基本理念に沿って政策を総合的・効率的に実施するためには、国、地方公共団体、国民のそれぞれの役割、責任の所在と範囲を明確にして、その連携を図っていかなければならないからである。

に基本法の誘導的機能である。財源についても、基本法にちゃんと書いていることが足がかりになる。

この基本法の誘導的効果との関係から、基本的施策についてももう少し具体的に基本法に書き込むかが問題である。現行基本法では個別の実施策については規定してないが、実施施策等については基本的な考え方、それに必要なものではないかと、書いてもいいのである。しかし、あまりたくさん書くと、基本法として読みづらくなる。最近の食糧・農業・農村基本法を見ると、けっこういろんなことが書いていることから、今回の基本法の改正でもある程度書き込むべきであろう。そこで、何を基本施策として基本法のなかに掲示するのか。これこそ国民の間で議論すべき問題である。

この後、基本法のなかに盛り込むべき基本的施策として、多様な機能の発揮のための森林の管理の推進、林野事業における女性の役割、木材産業の振興、森林・林業・木材産業に関する研究技術開発の推進、山村対策、森林組合の機能の充実、林業分野における国際的協力という八分野について議論を展開された。

パネルディスカッション

パネリストは、パネリストに内山節(NPO法人森づくりフォーラム)、速水亨(社団法人日本林業経営者協会)、半田良一

まず国の責務について、食糧・農業・農村基本法の例にならって、基本理念に則り、森林・林業・山村に関する施策を総合的に策定し、実施するというような書き方になると思われるが、もう一つの国の責務として、基本理念に関する国民の理解を深める努力義務、それから国有林経営に関する責任、民有林と国有林との協調・役割分担ということについて、明らかにする必要があると考える。

次に地方公共団体の責務について、国の施策に準じた施策を講ずる努力義務でよいのかどうか。これに加えて、地方自治の推進の見地から、地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し実施する責務、というものを加える必要があるのではないかと。それから地方公共団体の役割のなかで、都道府県の役割と市町村の役割の分担というものを、法律のなかで明確にすべきかどうか。さらにまた、地方公共団体のなかでも公有林を持っているところがあるが、国有林と同様に公有林についても書かなくていいのか。これらについて、国民の間で議論をしていくべきである。

国民の役割については、まず国民をどの様に分類するか。現行法においては、森林の所有者と使用収益権限者となっているが、森林の受益者である一般国民というものを、どういうふうに加えるべきか。あるいはそれによって森林ボランティアというふうなものを、どういうふうに位置づけるか。さらに、国民の責任の内容を規定するのか。責任の程度とはどの程度のも

(国民森林会議)、森巖夫(財団法人森とむらの会)、松下芳樹(NPO法人森づくりフォーラム)、そしてコーディネーターを山本信次(岩手大学農学部)の各氏が務めた。

先に行われた古橋氏の基調講演により、今回の基本法の改正の意味するところと問題点、それに関連して各団体から出された提言の紹介がなされ、全体像の提示がすでになされたことから、パネリストの提示がすでになされたことの中から、山村問題、木材自給率、システムの問題という三点に絞って議論がなされた。

その議論に入る前に、なぜ今、国民を含めてこういう問題を議論をしなければならないのか、それはいったいなぜなのかということについて内山、速水の両氏からコメントがあった。

まず市民の立場から内山氏は、これまでの林政というのは、林業を通してよい森をつくっていくだけ、結果としてよい森林が我々の手元に残るといって予定的な考え方であったがそれが立ち行かなくなってきた。それ以前に、よい森とはなにかという問題が顕在化し、林業を超えた意味でよい森もあるはずである。また、今までは森林所有者が林業を通して森づくりをしていけばいいんだという考え方であったが、市民がもう少しいろんな形で関わりを持っていかないと、これからのいい森というのはつくれないし守れないということについての合意が出来つつあるとされた。

森林所有者の立場から速水氏は、自分自身が森林管理に携わりながら、市民に理解してもら



えるような森づくりをやるうということ而努力してきたが、そのようにやってきた森林経営のなかでも、経営自体を維持していくためには厳しい時代が来てしまったというところに、この予定調和論を引っ張りきれない難しさというものがあろう。そういう意味では森林をもう一度見つめ直すということが必要であり、その際日本の森林だけを見つめ直すのではなく、地球サイズの森林というものをもう少し見てもらう。もう一度日本の山に戻ってくるというように考え方をしてもらえと、日本の林業、あるいは森林というものの姿を見直せるのではないかとコメントされた。

(1) 山村問題
山村問題は、森林・林業を考えるなかでどのような位置づけにあるのか、あるいは林業問題のなかで山村を考えねばならないのは何故かという視点で議論が交わされた。

森氏は、昭和四〇年に山村振興法ができた当時を振り返りつつ、山村対策が林政と離れた経緯やその後の推移を解説しながら、基本的な業務のために公共事業がおりてきている。そういう点で、田舎の基幹的な産業というものは、形は変わっても本質は変わっていないという現象をどう評価すればいいのかというの、もっかの悩みの種であると指摘された。

松下は、山村といっても、あるべき姿論となるとき、どんな山村がいいのかという答えはまちまちではないか。これは森林がどんな森林が

タンスは、やはり山村は国の政策にとってはやっかい地域、お荷物地域という見方でしかなかった。しかし、この山村こそ林業の成立基盤であり、あるいは森林の成立基盤だという対応が必要なのではないか。そのため、山村には農業とは違った形のデカップリング措置を講ずるべきであるし、山村対策は環境対策や文教対策などを総合的に実施する必要がある。しかしながら、世の中の世論の趨勢はまだまだ認識が浅いことから、まず世論を変えていかなければいけないとされた。

半田氏は、山村振興というのは、いわば経済的な事象、社会的な事象、文化的な事象、教育的な事象、いろんなことをオールラウンドに取り上げていくことだった。しかし、山村は確かに過疎等々によって相当人口は減ってはいるけれども、担い手というのは兎にも角にも存在している、基本のところは守ってくれるというふうな形で進んできたのが一九八〇年代までであった。ところが、八〇年代の後半から、そういう人々が高齢化して、跡を継ぐべき人たちの間で、非常に林業離れが進んでいる。このような事態になってくると、これは山村というものの内部のあり方から、もう一度考えていかなければならない。それをどういうふうにかんがえていくかについて、いわば都市との協力によって、山村の根本を作り直さなければならぬ。これが今の山村問題であろうとされた。

内山氏は、群馬県の上野村を例に引きながら、今の状況というのは山村住民が森と関われない

(2) 木材自給率

半田氏は、自給率を今具体的に数字をあげるのには難しい。林政審議会の答申に、自給率に代わるものとして森林資源整備の目標と木材利用の目標を掲げるとあるが、森林資源整備および特に木材利用の目標というのが、具体的にどういうような形を意味しているのかということが、ちょっとよく分からない。しかし森林整備の目標からは、当然そこから出てくる林産物の量というものは決まってくるわけであるから、そこから木材の収穫見通しというふうなものは出てくるのではないだろうか。しがたって、森林整

という状況、それは林業としても関われないが林業以外の関わりもほとんどなく、村の間も山と関わることが出来ないという、まさに山村に暮らす意味があるかということもいつも問いかけてきている。その一方で、一部の都市の人が逆に林業への意欲を高めている、あるいは森林と関わることへの意欲を高めており、今までのように村という概念自体が、そこに居住している昔からの人々によって村社会が出来ているという意味合いから、幅広くいろんな形の人々との関わりを通して村が出来直していくという大きな転換期にあるのであり、その核に森林と関わる村づくりというものがある。そのため、経済的な面だけで山村と林業の関係を見るのではなく、村に生きていく人間にとっては森林との関係は絶対必要なんだというように正当に評価してもらいたいとされた。

速水氏は、地元を引き合いにしながら、基本的には生活としては比較的豊かな生活をしているのだからと思うが、精神的にいつも追いやられている気がしている。そういう意味では、山村問題というのは豊かさの捉え方みたいなものをもう一度捉え直さないとだめではないか。もちろん、経済的な裏付けがないと、なかなか難しい。現実は今、田舎はみんな公共事業中心で動いていく。公共事業中心に動いていくと、もう林業じゃないよとなるが、公共事業をもう一度よく見直すと、ほとんど林業があるから、あるいは森林があるからその公共事業が必要だとかというように、常に実は、元々あった基幹産

備のいろんな構想を立て計画を立てた場合に、その政策努力の成果をハッキリ見定めるという意味でも、やはり何らかの、自給目標は掲げるべきではないだろうか。また、国際的な関係については、いろいろ問題が出てくる可能性はあるが、国民森林会議の提言には、例えば実質的な国境措置がとられるということになって、他の国々からいろんなクレームが仮に出るならば、それに対してはそこで得られる利益は海外に対する支援という形で還元するというのを、交渉の場でそういった点を明確にするということも一つの方法ではないかとしているということであった。

松下は、フォーラムの提言で明確に木材自給率を掲げていない点について、半田氏と同様の視点を市民の立場から、今後は木材生産から公益的機能重視に転換したことからゾーニングなどによる森林整備計画になっていくようであるが、循環利用はもちろんとして水土保全のなかにもおそらく木材利用は否定しない森林整備があると考えられる。それであれば林業という道具でどれだけ森林整備をするという根拠は何なのか、別の見方をするとそれでもってどれだけ税金をつぎ込むのかという根拠は何なのかということを示さなければならぬ。そうすると、結局木材をどれくらい使うといわないと、林業で回す森をいくらにするという話は出てこない。最初は木材自給率は捨てていこうということではしたが、結果的に木材自給率に回帰してしま

なくなったのではないかと思つておられる。

速水氏は、単純に、今だいたい七〇〇〇万立方森林が生長して、だいたい五〇〇〇万立方くらい使つていくと、二〇〇〇万立方くらい山に残っていく。そのくらいのバランスが山にとつてちょうどいいだろうというきわめて単純な山側からの意見として考えて、五〇〇〇万立方という自給率五〇％になる。現在二〇〇〇万立方使われて山のなかに七〇〇〇万立方ずつ木が残っていくわけだが、巨木が全部出ていくというのであれば理想的である。ところが実際たくさん山に残っていく部分というのは、三〇年生だとか二〇年生だとかいう山がほとんど込み合つていて、表土流出が起きるような状況をつくり出している。つまり蓄積というのはどういふ形で山に残っていくのかということこそを重要視したい。もう一つ、少し国際的な考え方から見れば、やはり日本は世界中の国から見れば木材を無秩序に入れている国の一つである。本場の意味での市民ベースで見ると、やはりもう少し秩序正しく、良い木材の輸出入、貿易ということを考えていかないと、結局資源を浪費しただけで、多数の市民は豊かにならなかつたということになりかねない。また、外国から木材を持つてくるというのはエネルギーが浪費されているということもこれからは考えていかなくてはならないとされた。

森氏は、木材の自給率を掲げるということは、きわめて大事な政策課題である。なぜ大事かという理由は二つある。一つは日本の林業がこん

なに活力が無くなったのは、木材価格が安いからであり、それはなぜかと言えば、代替材の進出もあるが主には外材が入ってきたからである。日本の林業を元気づけるためには木材価格を上げなければならぬが、そのためには、外材をもっと減らすことが必要だ。裏返して言えば、日本の木材をたくさん使うことである。もう一つは、速水氏の指摘にあったように、やはり地球全体の森林の問題を考えるからである。そういう意味でも木材の自給率を高めることは大事だ。ただ現行の制度でも、今の林業基本法でも、木材資源に対する基本計画と需要と供給の長期見通しという項目があつて、これは林政審議会でも議論しているが、基本計画のなかでは計画量ではなくて単なる見通しである。政策課題として日本の森林をもっと使う必要がある。本場に日本の林業を元気づけるためならば、やはり日本の森林をいくつ使うという自給率をきちんと掲げる必要があるとされた。

内山氏からは、木材自給率を設定することによってすべてが解決するというような方向に引張るべきではないと思つている。ただし自然に大きく影響される生産物に関する国際貿易の取り決めもやり直すべきであるし、そういうことを総合的にやつていく、また日本においても、と国産材を使うような仕組みをつくつていく、そのことについては何の異存があるわけでもない。森づくりフォーラムとしては、木材自給率という言葉に替わる新しい概念を考えてみたい。例えば、森林の有効利用率というようなものを

算定することは出来ないか。有効利用されていく森林とはなにかということの数値化できるように、そういう努力をこれから考えてみたいと思つた。

(3) システム

最後の話題として、森のあり方をともに考えていく制度といったものとはどのようなものかというシステムについての問題提起がなされた。これに対して松下は、今新しい目標を掲げても、何も変わらないような予感がする。それは何故かというところ、お金の使い方を含めて仕組み自体が変わつてないし、それを変えていく努力が見えてこない。森林はこうあるべきだということはある程度示されるだろうが、示したからといって良くなる何の保証もないのであつて、仕組みを一つ一つ改めていくことが一番大切である。市民参加の視点からは、システムの理念と構造をどういふふうに改革するかというのが、今回の本場の一番問われている林業基本法の改正でないかと思う。ある意味で市民も企画していくんだというガバナンスな視点で、みんなが参加するという構図をいかにつくれるかということだと思つた。目標数値はいつでも変えればいいのであつて、変えるにあつた議論が出来るかその議論が保証されるかというシステムを持つていないのが、一番の今の大きな問題だと思つた。

半田氏は、今の森林計画の問題については、下から積み上げということになつていかなければ

ば、およそ変わり映えはしない。林野庁の林政大綱では森林のゾーニングということが目につくが、ゾーニングはそもそも森林が持つていて多様な機能を単一化してしまうのではないか。特に水源涵養機能というものと木材生産機能というものは、実に分ちがたい。ゾーニングは国有林の場合には一つの経営の方針として貫徹することは出来るとしても、民有林においては相当整理してかかる必要がある。また、分権化においては経営と所有の分離ということが問題になつてくるだろう。現在経営と所有の分離ということが、例えば山林所有者と森林組合の間で、いわゆる施業委託という形から先になかなか進めないという状態である。現在の山林所有者、特に中小規模の所有者というのは、土地よりも立木のほうを財産だと考えている。そういう立木の価値についてどの様に説得していくのかということも大きな問題だ。施業のあり方こそ森林整備の中心なことだろうと思つているが、特に択伐というふうなことになるとうと、所有と経営というものを分離することが必要になると指摘された。

速水氏は、所有と経営の分離というのは、林業経営者にとっては例えば管理法人をつくつてしまふとか永遠の課題みたいなところがある。しかし問題なのは森林を所有しながらも森林管理がしっかり出来ない人たちに、その森林を管理する責任を果たさせるのかどうか。果たせないのなら誰かに管理させるといえるかどうか。これは今度の林野庁が出している大綱にも、今

回の提言にも出ているわけだが、森林所有者というものは、森林に対する思い入れというものはすごくあるだろうと思つた。もう一つ、誰かに委譲したり管理権を委譲したりした後に、相續が起きて、子供が森林管理したいとなつたときに、他人が管理している山が存在していたとしたら自分の土地を所有する権利は何なのかという、借地権みたいな話になつていく。そういう意味では管理している人の既得権みたいな話と所有権みたいな話というのは、うまく整理をしないと、森林所有者側からすれば、非常に問題があるだろうと思つた。一方管理をしている者に戻つてしまつたら困るといふ話がある。それと、今の森林計画制度は、下から積み上げるべきだ。県のレベルで資源計画から経営計画の整合性をとらせればいい。つまり国は資源計画でいいが、下からは積み上げていき、県のレベルで資源計画と経営計画の整合性をとるようにしっかり調整する。制度自体は今の森林計画は案外いい計画だと思つた。この森林計画をダメにしたのは、団地施業計画という形でどんどん無責任な計画を上げていったことであり、個人に属した森林計画だけであれば、時代とともによりの制度が高まつていくはずである。ただ、これから森林計画というのはいろんな方に開示しなければならぬ。ここだけは見せませんよということさえ決めて、あとは全部開示してしまうということとは非常に重要だと思つているとされた。

内山氏は、フランスの事例を引いて、政策決定機関について国、州、県、市町村という、四つの機関が何に基づいて分業体制をとつているかと言つた、意志決定の時間速度の速さであり、その速さと自治の強弱は反比例すると言つた方をよくする。つまりゆっくり時間をかけてやる方が自治としては高いということである。時間がかかっても自治度を高めた方がいいものは、市町村が権限を持つべきであり、その逆に、自治よりもスピードが要求されるというものは、これを国が持つべきであるということだ。このように考えてみると、日本の国、県、市町村の関係というのは、むしろそれが逆になつているところである。例えば、予算なんかは国が決まらなかつた県が方針を出せなくて、国と県の方針が決まつてから拙速に市町村が予算をつくるというふうな関係がある。そうではなくて、そのところでも、もしメリハリをつけることが出来るならば、時間がかかっても自治が強い方がいいんだという、そういう形で意志決定できる部門を明確にすることによって、そこに住民参加、市民参加というものがいくつでも出来る。だから、国に対してはこういう参加の仕方だと、県にこういう仕方だと、そのかわり市町村へはこうなんだというふうな、メリハリの利いた参加型社会というものを、これを行政側の変革と併せて我々も考えていかなければならないと思つたと指摘された。

持つて、上から下への計画体系としては、それは見事な体制になっているが、これは民主主義的ではない。計画量に対する実行量については、森林計画制度はもう破綻しているといっている。それはなぜかと言えば、なんといっても国が定める計画にある。昨年の四月一日から地方分権一括法が施行されて、市町村長に権限がかなり移ったが、この市町村というのは林政の体制のなかで、それに耐え得るだけの實力を持っていないかというところ、決してそうではない。現実にも市町村は全国に三二〇〇あるが、林務関係の課や係があるところは少ない。まして林業の予算などはほとんどないといっているほどではないので、いくら権限をもらっても実行性がない。そういう意味で、市町村に期待はかけられなくても、それを実行しうるだけの経済的な裏付けがあり、あるいは組織的な裏付けがないところに、それを保証していかない弱さがある。市町村レベルでは独自に森林交付税という交付金をつくれという運動を自主的に始めているが、こういうものに対する連帯、協調あるいは支援というものが、市民団体から出てくることが望まれる。地方分権を突くものにするために、林政が足りたものにするために、市町村の実質的な強化が必要であるとされた。

この他、フロアからの意見を交えていくつかの議論がなされたが、ここでは省かせていただけ。

四 農山村の森林と都市内里山との一体的視点
森林管理への市民参加を促進するため、アメニティーとしての森林と林業的利用としての森林の総合化をはかるべきであり、都市にある森林を「都市内里山」として位置付け、都市内里山から農山村の里山、奥山へと広がる森林全体と流域市民、地域住民の関係を、再確立していく必要がある。具体的な取り組みとしては、里山の生物多様性を確保するために雑木林を周期的に伐採するという環境保全のための公共事業を創設することである。

五 国産材の顔の見える市場形成
木材の流れにおいても消費が森林の再生につながるという「顔の見える市場」を構築しなければならぬ。そのために、木造住宅における国産材の使用を消費者に明示するラベリング制度を創設するとともに、使用される木材においては、森林の再生を保障し、適正な管理を行うことを保障するために、森林施業計画を活用した日本版の森林認証制度により認証された森林からの生産物に限ることとし、消費者（市民参加）による林業支援、森林整備を促進するシステムとすべきである。

六 積み上げ型の森林計画制度への改革
環境計画・資源計画・経済計画という三つの視点から、森林の制御における人工的な関与の度合いに基づいた自律性のある計画としてのゾーニングと、森と人とのかかわりの視点、すなわ

III 森づくりフォーラムの提言骨子

森づくりフォーラムの提言は今回で第三次となるが、今までの提言と同じ路線の上にあると考えている。それはシンポジウムの中でも発言したが、森林を社会全体で支えていくということであり、そこには一般市民の参加も当然含まれる。そして、あるべき森林の姿も、あるべき山村の姿も、そしてあるべき社会の姿も、それぞれの時代、地域によって、浮かび上がるものは違ってくるということである。勿論、目指すべき目標を描くことは大切なことであるが、それを実現する際には、様々な意見を集約し様々な人々の参加を保障する仕組みが何より重要である。このような関係概念の視点に立てば、私たちの提言もまた自ずと主張が変わっていくかもしれない。それは、このような姿勢ならばこそのものであることを付け加えておきたい。

以下に第三次提言の骨子をそのまま引用するが、骨子のため削除した中に私たちの思いを込めたものも多くある。ぜひ本文を一読していただけたらと思う。本文は森づくりフォーラムのホームページにも掲載されているが、事務局に問い合わせただければ有料であるが冊子が手に入るはずである。

一 「森林・林業・山村・流域基本法」の制定
現在の「林業基本法」は、林業経営をととして森林管理をも実現することを基本にしている

ち森林整備の担い手の種類に基づいたゾーニングという二層のゾーニングを用いて、各流域の森林の「フォレスト・ミニマム」により地域の主体性に基づいた森林計画を樹立すべきである。

七 所有森林の「計画公示制度」と「保続対象森林制度」の創設

森林所有者は、自分の所有する森林を将来どういうかたちの森にするのかを「森林計画」として、市町村などの機関に届ける制度を創設する。本来、森林は森林として維持されなければならないという「森林権」というべきものが必要であるが、将来にわたって森林として維持されることを促進するため、新たに「保続対象森林」制度を創設する。

八 「管理放棄森林」の第三者への管理権委譲

所有者に自分の森林の将来計画を提示してもらい、この提示がなかった森や、提示したものの、そのために必要な最低限の手入れ（フォレスト・ミニマム）を実行する意欲のない所有者の森を、「管理放棄森林」として、後述する「森林委員会」が認定する制度をつくるべきである。そのうえで「管理放棄森林」を、意欲のある林業家や、地域の森づくりをめざす機関やグループ、さらには森林管理に責任をもつ森林ボランティアなどの都市や流域の機関、グループに、管理権、利用権を貸与する仕組みをつくるべきである。

が、新たな「基本法」は、環境と森林の関係、農業と林業の関係、さらに山村という地域づくりと森との関係や流域、都市住民と森林との関わりなど、森とともに暮らす社会をつくらうと考えるさまざまな分野の人々の知識、知恵、行動を結集し、「森林・林業・山村・流域基本法」として制定すべきである。

二 「フォレスト・ミニマム」の設定

国及び地域におけるこれからの森林のあり方を考察し、そのうえで必要最低限の森林の整備・管理のあり方「フォレスト・ミニマム」を設定すべきである。

この設定においては、社会全体で設計するとともに、設定までの手続きと設定後の変更までを含めた市民参加の手法を明確に確保することが必要であり、今後森林への公的支援がなされる際に、なぜ公的支援を進めるのか、あるいはその時の公的支援の範囲を決定する基準となるべきものである。

三 経済的利用に耐えうる森林の整備と管理

今後の森林管理の方策は、スギ・ヒノキを中心とした人工林をストック型の森林整備として、長伐期により環境保全を図る方策と、広葉樹林を対象に「雑木林林業」としてのフロー型の森林整備として、短伐期による環境保全を図る方策を中心に、環境保全を図りながら経済的利用に耐えうる森林の整備と管理を行うべきである。

九 森林保全に要する経費の「直接支払い制度」について

森林整備の担い手を対象とした直接所得補償制度を創設すべきであり、どの地域においても森林整備を進めることができるようにすることは、国が保障すべき「フォレスト・ミニマム」である。

具体策として造林補助制度を改善することで実質的な所得補償制度を創設すべきであり、その支払い対象を森林組合や林業事業体以外に、森林ボランティアをはじめとする市民活動も対象にいれることにより、多様な担い手の育成にもつながる。

なお、このような「直接支払い制度」の認定・運用は後述する「流域森林委員会」で行うことにより、流域の森林整備と連動した対応が可能になる。

一〇 市民参加による新しい「森林地図」の作成

これからの森の守り方を検討するためには、所有地図や簡単な林相地図だけでなく、森と土壌と河川の関係についてや、その森の中で暮らすさまざまな生物に関する、さらには、その森と人の歴史についての、詳細な「地図」をもつ必要がある。そのため、大量の市民、地域の人々、さらに各地域の学校の参加をえて、新しい「森林地図」をつくることを提案する。

一一 「流域森林委員会」の創設

森林管理はまずその地域が主体になるべきであるという立場に立って、農山村、都市を問わず、その地域に存在する森林と人間の関係を総合的に把握し、計画し、調整するとともに、森林資源の有効な活用をすすめる新しい機関として、流域全体の森林計画の策定やゾーニングの調整を行い、流域の最低限の森林整備のあり方（フォレスト・ミニマム）を各森林所有・利用者に提示していく、「流域森林委員会」を創設することを求める。

一二 「森林委員会」と地域森林管理

市町村単位で「森林委員会」をつくり、地域全体の森林整備計画の策定やゾーニングを行い、これからの地域の森づくりに責任をもつ体制を整備すべきである。また、森林所有者の他、その地域の森づくりに参加する地域外の人々や、森と村の関係、森林の生態系や森と川の関係についての専門家、農山村と都市を結ぶコーディネート的な役割をはたせる人々を委員として積極的に内部化していくことが重要である。

一三 新たな「森林官制度」の創設

民有林にも「森林官」を設置することを提案する。この「森林官」は、国有林においては現在の森林官をあて、民有林における「森林官」は、都道府県行政との連携や実質的な意味からも、現在の都道府県の林業改良指導員制度を改善しこれにあてる。

おける出発点だという根本的な問題を、現実化する体制をつくることである。

一九 森林に関するすべての公的累積赤字の解消

民有林の「財政問題」としての、都道府県の森林整備法人や国の緑資源公団がかかえている実質的な累積赤字についても毎年、その年の木材価格で計算したとき、どれだけの「累積赤字」があるのかを計算し、すべての人々に公表することを求めるとともに、拡大造林を目的としてつくられた都道府県の森林整備法人も、国の緑資源公団による造林も、すでにその役割を終了しており、これからは契約森林の育林と、地域・流域に適した森づくりを支援していく役割に切り換えていくべきである。

二〇 補助金システムの改革

森林に関する補助金は、①森林管理のための道路の開設など、森とともに暮らす社会づくりのための基盤整備をめざした補助金、②地域に適した加工場づくりなど、森林資源を有効に活用するための補助金、③森を守り育成するために働く人々に対する「直接支払い制度」としての給付金に整理すべきである。また、国から地方への補助金については、総合補助金に改めることが必要であり、補助金の申請、受け取り組織は、現在の森林組合から、先述した「森林委員会」に移すべきである。

そして、先述した「流域森林委員会」のもとに、国有林と民有林の「森林官」による協議機関としての「森林官連絡会議」を創設することにより、現場の声を直接反映できるシステムを構築する。

一四 地域・流域の「国有林管理委員会」の創設
国有林を実質的な地域の森へと変えていくために地域の人々が参加する「国有林管理委員会」を各地につくり、現場では国有林の「森林官」と民有林の「森林官」が協力して、地域の森の管理にあたる。

また、この組織を「流域森林委員会」の中におくことよって、民有林の計画、調整をすすめる「森林委員会」と「国有林管理委員会」が協力し、真に「官・民一体」の森林管理が実現する。

一五 「森林オンブズマン制度」と森林認証制度について

林道工事や施業後の森林が計画どおりになっているかどうかをチェックする「森林オンブズマン制度」が必要である。この制度は、「流域森林委員会」、「森林委員会」、「国有林管理委員会」のそれぞれにおいて、委員会自体を監査する役割を持つものである。

また、具体的な森林の取り扱いの決定過程への市民参加を可能にするため、民有林における森林施業計画、ならびに国有林の施業実施計画において、森林認証制度を活用することを提案する。

二一 森林組合の改革と林業担い手の育成

森林組合法、協同組合法を改正し、その方が適している地域では、農林一体の協同組合や、農林漁業一体の協同組合、あるいは山村総合協同組合なども創設できるように改革することを私たちは求める。とともに森林組合の組合員を森林所有者と限定せず、一定の組合費を納める森林所有者以外の地域、流域の人々、たとえば森林で働く人々、森林を教育のなかで活用しようとする学校関係者、森林を舞台にして活動する文化団体や森林ボランティアの人々も参加できるように改革すべきである。

二二 相続税の改善について

森林の相続税は相続時に払わなくともよく、その森を伐採したときに、過去にさかのぼって支払うことを可能にする、新しい制度を設ける必要がある。また都市内、都市近郊などにおける森林の土地に対する評価額の高さも是正する必要がある。立木・土地を含む森林の評価に当たっては、森林としての存続を前提に「私的財産」としての森林から「公共財」としての森林分を差し引いた額で評価できるように計算方法を改めるとともに、立木の相続税の支払いは、相続回数に関係なくその森林を伐採した時点で一回支払えばよいというかたちに改正すべきである。

二三 森林における生物多様性の保全

生態系としての森林を維持し、未来に伝えて

一六 治山計画、保安林制度と「森林委員会」
地域・流域が主体となった森林整備をすすめるのであれば、保安林の指定、地域の治山計画の策定は、まず「森林委員会」がおこなうべきであり、市町村における「森林委員会」ことの調整は「流域森林委員会」が行い、都道府県は国の基準に基づいてそのガイドラインを示し、国はその調整をおこなって実施するかたちに変わすべきである。

一七 林道規格の撤廃と地域・流域における自主的な決定

林道は森林管理道路であることを明確にし、多目的林道の建設は中止するとともに、森林の手入れや管理、地域の人々の伝統的な森林利用のため以外の車両の乗入れを禁止する。また、林道規格をより自由なものにし、地域、目的に適した幅員の林道づくりをすすめるとともに、これまでのように一定幅の林道建設でなければ補助金を出さないという制度を改める、といった改革をすすめたうえで、早急に林道網を整備すべきである。

一八 高性能機械に傾斜しすぎない技術の維持を
現在の課題は、森を守る伝統的な技術を基礎にして、作業上ある部分を高性能機械で担うことのできる体制をつくることであり、また何よりも、森に必要な手入れと、森とともに変わっていく自然や地域の変化を的確にとらえる目をもって人々を守り、育成することが、森での作業に

いくために、人間と野生生物の共存を可能とするような森林づくりが必要とされている。この森林における生物多様性の保全のためには、保安林制度等を活用した地域指定や森林認証制度を用いた「直接支払い制度」の活用、農作物などへの動物被害に対する補償制度の創設を合わせた総合対策が必要である。

二四 住民としての二重登録制度の創設

都市は農山村を必要とし、農山村は都市を必要とする社会をつくりだすには、農山村と都市とを一体的な場所として暮らす人々を生みだしていく必要がある。そのためには、希望する人々に、住民としての二重登録を認めるべきである。

二五 山村の生活上の条件不利の早急な解決

適切な森林管理が長期持続的に実現するには、山村での人間の安心して暮らせるような条件を整えることが必要であることはいうまでもない。そのために私たちはまず、生活上の条件不利を取り除くことを求める。

二六 森林ボランティアの育成

森林ボランティアは、森林公共空間における公共サービスを担う点では行政となんらかわらないものと判断されることから、緑の募金制度の優先的な活用により、活動支援を行うべきである。

このような支援策により、将来的には森林NPO自体が森林整備主体に成長することも可能

となり、多様な主体による森林整備が実現されるようになる。

二七 総合的な流域管理組織の創設

森林はこれからの日本の社会の基盤であり、大事な国民共有の財産である。とするなら森林行政にもっと力を入れるべきであり、地域・流域からの森林管理を基礎にした、開かれた行政を総合的にすすめる組織が必要である。そのため、地方分権、地方主権を強化し、主人公は地域であり、中央はそれを補佐するという関係がつけられなければならない、森とともに暮らす社会づくりは実現できない。

二八 これからの森林財源について

「森林・水源税」の創設のほか、環境への負荷に応じて社会的責任として環境を保全するための費用を負担するという基本に立ち、森林を開発する面積に応じた「森林開発税」や二酸化炭素の排出量に応じた「炭素税」などの創設などにより、森林保全のための財源確保に取り組みべきである。

二九 新たな木材需給率の設定について

今後の森林・林業政策の基本的な目標値として、地球温暖化防止対策としての建築資材や化石燃料における木材の代替による需要量、木材

需要における国産材需給率、持続可能な森林経営からの木材調達率などを掲げることが必要である。ただし、その具体的な数値の設定については、国内の森林の木材生産能力の精査など多くの課題が山積されているため数年間をかけて国民にオープンな形で議論され決定されるべきである。また、国内における森林・林業政策においてもその森林経営が持続可能なものとなるように改めて環境対策を含めた森林・林業における「環境大綱」を早急に取りまとめることが必要である。

第19回総会のご案内

次の予定で国民森林会議の総会を開きますのでご参集下さい。
別途・会員には案内を出します。

日時・二〇〇一年三月二十四日(土) 午後一時から

場所・東京都文京区本郷 学士会分館

- 記念講演(当日午後二時から)は、講師・吉田善三郎氏(三重県・林業家)です。
- 総会終了後、希望者(会費・三、〇〇〇円)で懇親会(午後三時)を開きます。

「森とむらの会」の林政基本政策提言

古野 雅美

(勸森とむらの会専務理事)

勸森とむらの会(高木文雄会長)は昨年十月「森と木とむらに関する基本政策」十二の提言をまとめ、当時の谷洋一農相に提出した。同時に農林水産省・林野庁幹部や各政党関係機関にも送り、マスコミにも発表した。

政府が林業基本法や森林法等の抜本的改正を含む林政の全面的な見直しを進めている中で、創立以来「森林を木材生産の場としてだけでなく、地球環境、国土保全、教育・文化など広い視野から見直して、山村の再生・復権を図る」ことを主張してきた「森とむらの会」としては、具体的な提言を行って、政府の新しい基本政策に反映してほしいと願ったからである。

政府は昨年末に「林政改革大綱」及び「林政改革プログラム」を公表し、通常国会に新しい基本法案と森林法改正案などを提出する準備を進めているが、われわれの提言をはじめほかの民間団体から出されている意見にぜひ耳を傾けてもらいたいし、森林や林業・木材・山村に関心を持つ国民各層の意見を広く聞く機会を設け、

この国民的論議を通じて国民の理解と協力を一層高める契機とすべきだと思う。

われわれの提言は、「森とむらの会」の会員(顧問)及び「森とむら・東京仲間の会」会員から意見を募り、数人の理事が論議を重ねて作成したものである。提言は十二項目からなっているが、以下、その概要を紹介する。

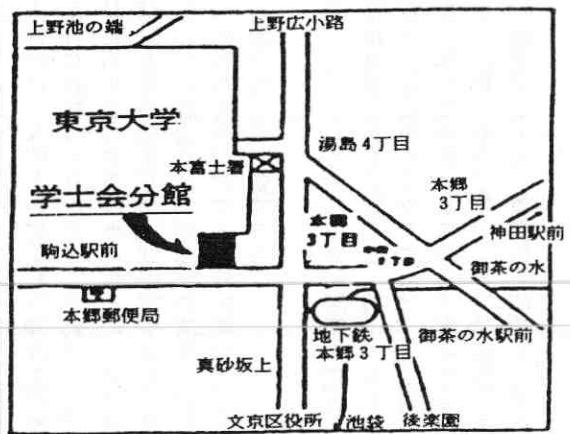
提言1 新たな「森と木とむらに関する基本政策」の確立

新たな林政は、森林、林業、木材産業、山村に関する政策を一括して総合的に捉えるべきで、新たな基本政策は「森と木とむらに関する基本政策」とするよう提案する。

①森林は国民ならびに人類共通の財産であり、国民の参加により森林を健全な状態に整備・管理し、緑豊かな国土を次世代に継承していく責務がわれわれに課せられている。そのため、国

の責任において国産材の利用拡大に全力を注ぐことによって、活力ある山村と林業活動の活性化を回復し、安全な国土と健全な森林生態系を保持するとともに、多様な機能の持続的発展を図り、循環型社会の形成に寄与することが、新しい基本政策の課題である。

②新しい基本政策の理念・目的は、現行林業基本法の「産業的視点」及び森林法の「資源的視点」に加えて、「環境的視点」(温暖化等地球規模の環境問題への対応、生物多様性の保全、再生可能な資源としての木材利用)、「国土保全的視点」(水資源涵養、山地災害防止、生活環境保全など公益的機能の持続的発揮)、「文化的視点」(教育、保健休養の利用など)、「地域振興的視点」(森林・林業の成立基盤としての山村対策、山村居住者の福祉・所得補償など)を明確にし、これらを総合的に推進するものとするべきである。



提言2 炭素税の導入による森林整備のための財源の確保

①国民共通の財産である森林を整備するための財源としては「炭素税（環境税）」の導入が望ましい。その税収の一定割合を森林を保全するための財源として確保すべきである。

②あわせて、流域ごとに上下流市町村の合意による水源林保全のための応益分担の仕組みを広げ、これを国も支援する。

提言3 森林の公的管理の推進

①最低限の保全管理さえされず公益的機能の維持が困難な森林については、関係諸機関の協議に基づく市町村長の指定により、国、公団、公社、地方公共団体、第三セクター等の公営化を含む公的管理に移すことを検討する。

②流域を単位として、圏内の市町村・森林組合・農協・民間企業等の出資により、荒廃農地・放置森林等を管理する第三セクター（宮崎県耳川流域で計画されている「国土保全担い手機構」など）を国が積極的に支援すべきである。

③森林の管理については地方公共団体が主体的役割を果たすべきで、このため地方公共団体への交付税措置の拡充を図る。

森林組合、第三セクター、公的機関等地域の実情に応じて多様であるべきである。

②中小零細林家の森林を適正に管理するため、分収造林、分収育林、施業または経営の受委託（信託）などによって、森林（林地）の所有と経営の分離を促進する。その場合、受託者である公的機関（公社、第三セクター）や森林組合意欲と能力のある事業者への支援措置が必要である。

③技術革新によるコストダウンの可能性を持つ素材生産、木材加工部門と育林部門を垂直的に統合した事業者（いわば林業コンプレックス）を育成する。

④拡大造林推進を前提として活動してきた都道府県の造林公社は現在、初期の目的とは大きく離れた状況に陥っており、経営上も多くの問題を抱えている。しかし、有能な技術者を多数擁しており、これらの技術者集団を新しい時代に沿って有効に活用する方策を検討すべきである。

提言8 森林組合の改革

①森林組合は総じて弱体で過大な期待を寄せられないが、零細・小規模林家からの施業・経営受委託の促進と、企業マインドの強い素材生産事業者との結合を通じ、市町村行政との連携を基盤として、林業の主要な担い手として育成する必要がある。

②森林組合の経営管理体制確立・強化、経営

提言4 森林計画の抜本的改革

①現行森林法による森林計画は「上から下へ」の計画体系のため現実の実績やあるべき姿と大きく乖離している。この現状を総点検し、「下から上へ」の計画体系に改めるとともに、効率化、簡略化、人員再配置を図る。

②森林計画作成の圏域（流域、市町村）内の多様な主体（地方自治体、林業事業者、林業労働者、森林の受益者、NPO、NGO等）の参画を義務づける。

③現行森林計画で欠落している多面的機能の発揮、生物多様性の保全、保健休養、教育的利用などについても整備目標を定める。

④森林計画の作成にあたっては、土地利用計画、国土利用計画、環境基本計画等との整合性を図るとともに、無間伐施業、低コスト施業をはじめ伐期の多様化など森林整備手法について地域の独自性を認めることが必要である。

提言5 里山の保全と整備

①都市近郊の里山（平地林、雑木林）や、山村集落に隣接した里山の荒廃・消滅が進んでいるが、生物多様性の確保や循環型農林業の持続の場、住民の生活・休養・体験・交流のための空間として、里山の重要性を改めて見直すべきである。このため各省庁が協力し、国全体としての里山の保全・整備対策を緊急に確立すべき

の合理化・効率化を進めるため、流域単位あるいは一県一組織などの大型合併を図る。

③森林組合を森林の公益的機能を発揮する管理主体として特定することも考えられるが、その場合は公益法人化し、協同組合的経済活動は農協等に統合するか農林業協同組合に再編成する。

④森林組合と農業協同組合等との提携・統合を選択的に推進する道を開くべきである。

提言9 林業従事者の確保と相続税の負担軽減

①林業の施業・作業だけでなく自然生態系も分かる質の高い森林管理労働力を確保する必要がある。このため、雇用する事業者の体質強化、労働環境の改善を図る。都市住民や学卒者などが新たに林業に従事する新規参入の促進を図る。

②過重な相続税の負担が林業経営を圧迫し、森林（林地）の売却・転用、所有の分散（不在村所有者の増大）を招くなど、森林の荒廃に輪をかけている。相続税のあり方について、現在の木材価格の低迷等を反映した抜本的な再検討を行うべきである。

提言10 木材自給率向上に向けた取り組み

我が国の森林資源は、第二次大戦後に造林された約一千万ヘクタールに及ぶ人工林を中心に

である。

②里山について、保安林制度に準ずる措置、農地の相続税猶予制度に準ずる特別措置など新たな保全対策を創設する。

③森林の公的管理の適用や、森林計画の中の里山に関する計画策定などを計画的に推進する。

提言6 森林に対する国民の理解と協力の推進

①低迷している林業・木材生産活動を活性化させるためには木材需要の拡大が急務である。このため、国産木材についての啓発・普及活動を促進し、国民的な「木を使う運動」を展開する。

②森林は環境教育・体験教育の場として最適である。小中学校、高校において農林水産体験など環境教育を必修とし、「山」そのものを教育の重要な場として位置づける。そのための施設、教員・インストラクター等の養成、カリキュラム等を充実する。

③全国で増大している森林ボランティア活動を森林政策の中に明確に位置づけ、積極的に育成するとともに受け入れ条件を整備する。

提言7 森林管理を担う経営主体

①森林管理・林業を担う経営主体は、大規模林業家、地域の林業家等による共同出資会社、

次第に成熟し、量的には増大しつつあるものの、木材貿易自由化の進行等により木材需要の大宗は輸入木材に奪われ、国内の木材生産活動は長期低迷を続け、木材自給率は二〇％にまで低下している。このことは、森林資源の培養による環境保全を困難にするとともに、木材輸入の拡大により熱帯雨林をはじめ世界の森林破壊をも促進している。したがって、木材自給率の向上を図ることは、我が国の環境保全だけでなく地球規模での森林の持続に貢献することに他ならない。

①低迷している国産材の利用促進、需要拡大を強力に進めることが木材自給率の向上に資する道である。このため、新たな基本政策においては、木材自給率の目標設定について検討することとし、その目標設定にあたっては、我が国森林資源が可能な限り効果的に利用されることを第一義とすべきである。

②自給率目標の数値については、地球温暖化防止京都会議で採択された我が国の二酸化炭素削減目標（二〇〇八年から二〇一二年の平均排出量を一九九〇年比六％減）における森林の分担（定量的因果関係）等も勘案する。

③次期WTO林産物交渉においては、我が国の森林の置かれている状況を明確に説明し、地球環境維持のためにも木材貿易のこれ以上の自由化はすべきでないことを強く訴えるべきである。特に「持続可能な森林経営」は世界的な共通認識であるから、「持続的でない森林から生産された木材の輸出（及び輸入）を禁止する」

ことについて合意するよう強く主張すべきである。

④ 現行林業基本法に基づく「重要な林産物の需要及び供給に関する長期見通し」を、単なる「予測値」見通しでなく、政策的に追求すべき「目標値」に改める。

提言11 木材資源の総合的需要拡大と加工・流通の合理化

木材産業は、林業活動の活性化を通じて森林資源の多様な機能の持続的発揮に貢献し、また循環型社会の構築に直接寄与する環境共生型資材としての木材を供給する役割を持った、特殊な中小企業であることを念頭に置いて、施策を行うべきである。

① 国産木材の需要拡大は、我が国の森林資源の培養と林業活動の活性化に直接寄与する。このため、国、地方公共団体、森林・林業・木材関係者はもとより、都市住民を含めて木材需要の拡大の一大キャンペーンを展開する。

② 木材の生産・加工・流通が合理的、効率的に展開するための条件整備（企業間競争、協業化、育林部門との協定、技術革新、従事者の確保等）を推進する。

③ 原木供給者（林業サイド）と原木消費者（加工サイド）との協定、取引規模の拡大（共同出荷）、効率的流通システムの確立などにより、木材流通を合理化する。

④ 公共建造物、公共土木事業等での国産木材

の使用を促進するとともに、木造住宅建築などへの税制・融資などの助成措置を講ずる。

⑤ エネルギー政策の中では、有限の化石燃料や安全性への懸念が指摘されている原子力への依存から脱して、自然循環型で二酸化炭素の固定にも寄与するバイオマスエネルギーへの期待が高まっている。このため、バイオマスエネルギーの開発・実用化の研究、実用化の実現を積極的に推進すべきである。

提言12 山村対策の充実と直接支払いの導入

① 新たな基本法では、既存の山村振興法の視点（格差・後進性の是正、水土保全機能の確保、伝承文化の維持・振興、高齢者の福祉増進など）に加えて、山村は森林管理・国土保全・林業の担い手であり、存在基盤であるとの基本認識に立って、山村地域対策を講ずべきである。

② 「食料・農業・農村基本法」において中山間地域の農業者に対する直接支払い制度が導入されたが、この施策は農業生産における平場との格差是正のためであり、林業経営による森林管理や国土保全機能の維持等は対象とされていない。山村は多様な公益的機能を持つ森林の入り口に当たり、山村住民は森林管理や農林業を営みながら、森林保全の防人の役割を果たしているが、林業の長期低迷や高齢化などで山村住民の定住は容易ではなく、健全な森林の保全による国土保全機能の維持が危ぶまれている。

このため、森林の公益的機能を維持し、持続可能な森林経営を行っている林業家、森林組合、第三セクターなどに対し、人に着目した「直接支払い」を実施し、山村住民の定住を確保することは喫緊の課題である。

直接支払いの方法については、農業の場合とは条件が異なるので、専門家の間で十分論議を尽くしたうえで決定する。

▼国民森林会議の主な動き▲

- ◇ 一月一日 「国民と森林」第七五号発行
- ◇ 一月二十九日 事務局会議
- ◇ 二月一日 二〇〇一年評議委員会
- ◇ 二月一〇日 公開講座（テーマ・新たな森林・林業基本法案）
（講師・後藤健林野庁企画課総括課長 補佐）

自然住宅と国産材利用（その一）

田久保 美重子 （自然住宅・住まい方推進ネットワーク代表）

と申しましたが、現在の日本では、もう、（自然住宅のように手のかかる）出来る職人さんが中々いなくなっているのが現状なのです。自然住宅はこのような現実を抱えながら活動しているのです。

『街全体が森になるといいな』という本は、その三分の一が自然住宅を建てられた方々が、今の家の問題点や自然住宅に出会うまでのいきさつや自然住宅を造っている間の苦労ばなし、そして完成し住まれてからの自分たちの生活意識の変化などが書かれています。二章目には、大変苦労して自然住宅の実践をしている職人さん達が、自分たちは何故このような事をしてなのか、どのような方法で造っているのか、が書いてあります。三章目には、何故自然住宅・住まい方推進ネットワークはどのような目的の為にこのような活動をしているのかをまとめています。

さて今日は、お手元に二部の資料があります。うぐいす色の表紙は、建築が招く地球温暖化の

か私を捜し出されました。）

ハウスメーカーの建築コストが坪当たり二〇万円とか三〇万円の相場にもかかわらず、自然住宅は、「こゆう家を作ったかったんだ！」という職人さん達が身銭を切ってやっても坪当たり八〇万円はかかります。私達の自然住宅は「環境を守りたい。家族を守りたい。」と思われている人たちが最優先して仕事をしています。ですから、自然住宅推進ネットワークは目的のためなら場所を選びません。例えば東北でしたら福島県の郡山、南の地方でしたら広島県まで手をかけています。私は全て車で動きます。（それは、自然住宅の資料はどこにも有りませぬし、非常に重いからです。）

自然住宅は、家を建てるのみならず、職人さんの技の継承や日本文化の継承、私達の生活意識の変革、など自然住宅の実践活動を通して環境を守りたいとして仕事をしています。（司会者との出会いのきっかけになった）江戸川セミナリの講演では、強気で推進活動をやっている

自然住宅推進活動をする以前は、(株)久保工務店の経営者として建築の仕事に従事していたのですが、経営者から個人のしかも年のいったおばさんが何をすることも大変な事でした。会社を退職しようと決心するまでの一九九三年から一九九四年までの二年間は、毎日仏様にお線香をあげながら「勇気を下さい」と祈ったものです。一九九四年一月三十一日に会社を引退し、翌年、自然住宅推進活動をスタートさせました。当時、建築に関わる社会的問題として、住まいのカビやダニによるアレルギー問題や住まいに使われる化学物質新建材によって引き起こされる化学物質過敏症（シックハウス症候群）などが騒がれはじめた頃でした。化学物質新建材から揮発する有害ガスによって健康が損なわれたり、アトピーや喘息にかかったり、なかにはガンに犯され亡くなる方も出始めていました。このような社会的背景も手伝って、自然住宅を求められる方が年に二〜三人程おられました。（宣伝や広告活動をしていないのに、なぜ

問題を取り上げています。熱帯林破壊の問題と地球温暖化の関係、エネルギー消費と地球温暖化の関係をもとめています。グリーン紙の表紙の資料は、自然住宅はどのような目的を以て何を堅持し活動しているのか、どのような事に注意して自然住宅の実践をしているのか、が書かれています。

伝統構法と自然住宅

持続可能な経済社会システムの構築というのが、国民森林会議のテーマの様ですが自然住宅推進活動が日本の資本主義社会における経済の元で期待される「持続可能」にあうかどうかわかりません。が、私達は、地球規模で考え、此の様な住宅を普及しなければきっと地球は駄目になってしまふだろうと思っています。先程自然住宅は坪当たり八〇万円といいましたが、この本（街全体が森になるといいの本）を持って一般の工務店に建築の依頼をします。答えは、坪当たり一二〇万円から一五〇万円の金額を要求されるでしょう。ですから現段階では、自然住宅の普及は、かなり難しいと思いません。

然し、環境を守りたい、子供の健康を守りたいと考える人たちが少しづつではありますが増えていますので、私達が自然住宅の実践活動が出来るのです。

この一方で非常に残念な事は、大工さん達の年令が四〇代・五〇代に移行している現実があります。日本の職人世界は徒弟制度で成り立っ

環境教育の難しさ

それから、現在日本は環境問題が深刻な中にあって、青少年の教育の改善が叫ばれています。中でも環境教育では、様々な教育者が「今の子供たちは」という言葉を耳にします。然し、私は、此の様な言葉を聞くたびに空しい思いをします。

自然住宅・住まい方推進ネットワークでは月に一回、市民セミナーを開いて居るのですが、このセミナーに最近、中学生・高校生が多く参加するようになったんです。中でも、都立小石川工業高校の生徒さん達が一年近く参加し学んでいます。半年くらいたった今年の春に小石川工業高校の生徒さん達が学校で習った日本伝統構法で家を造りたい、と言い出したんです。「ぼく達、家を造りたい。」と。たまたま、この学校の実務の先生が自然住宅の実践活動に参加して居まして、（自然住宅を建てられる大工さんが居なくて大変困っていた所、この先生との出会いがあって）現場見学会に生徒を誘ったのがきっかけとなったのですが、一人が二人になり多い時で一学級人員以上の生徒さん達が参加されます。何時の間にか、生徒の影に建築科の先生も参加されてきました。

現代の日本で、子供たちが一番成りたい職業に大工さんがあげられています。

然し、子供達は、高校を卒業し、あるいは、大学を卒業していく中で、社会人として一番成りたくない職業が大工さんでもあります。どう

ていました。親方が弟子に体で技を教えこんだ時代の職人は、すでに五〇・六〇・七〇歳代です。彼らは日本の文化をこよなく愛していましたが、また、日本の文化を大切に思っていました。仕事に愛着をもって努力していました。日本の職人世界の徒弟制度は技ばかりでなく何が大切で何を守らなければならぬかを、体で教えてもらう事が出来ていたんです。

現在、家を建て替える人も四〇代、家を造る職人さんも四〇代になりました。

四〇代の施主の家族には小さい子供さんがいます。その小さい子供さんが、アレルギーとか喘息で大変こまっています。親ごさんは、子供の健康を大変心配していて、安全な家に住みたいとのぞんでいる人たちがとても多いのです。その反対に職人の世界はどうかというところが、自然住宅は仕口・継手で木組みをしていくのですが、先頃も社会を騒がした秋田県の手抜き工事のように、柱に梁がトンとついている。その接合部は釘か金物で止めてあり、それが後々落ちてしまふ。これは職人だけが悪いのではないのです。以前は家が建たないような図面を書いていても基本をたたき込まれている大工さん達に設計士はとても助けられていたんです。ところが学歴社会になって家にならないような図面を書く設計士が先生と呼ばれるようになり、一方で基本を学んでこない職人がその図面どおりに家を造る。柱と梁の接合部には肝心な仕口や継手がない。結果は明らかです。梁は落ちてしまひます。私は秋田県の家の問題はこれらが大き

して子供たちの夢がこのように変化するのでしょうか？

自然住宅・住まい方推進ネットワークのセミナーに参加していた子供たちが、「実際に家を造ってみたい」という希望が先生に出たそうです。「自分たちは学校の実技で仕口とか継手を学んでくるのだけれども、現実には社会に出れば学んできたものを全然経験できない。」：事に気が付いたのです。どうしてか？

現在の日本家は合板を釘や金物で止めてしまふような箱型の家が殆どで、社会に出たら、此の様な家しか造れない。即ち、此の様な家を造っている会社しか就職出来ない。たまたま、小石川工業高校の生徒さん達は、自然住宅を実践している藤森先生（実技の先生）の現場を見学する事ができます。近ごろでは、男の子より女の子の方が、真剣に大工に成りたがっています。小石川工業高校でも三人もの女子が大工希望です。彼女達は真剣に自然住宅・住まい方推進ネットワークセミナーに参加し学んでいます。現場見学会にもかならず顔を出します。昨今求められつつも環境教育の難しさが、ここでも発生しました。

学校側が、現場見学会に参加することに難色を示したのです。理由は「危険」。

現場見学会を通して、「自然住宅の手伝いをしたい。」子供達が増えてきました。

中には、学校の帰りに現場に寄り自発的に掃除をする生徒もはじめました。然し、そのことが学校に知れると、その生徒達は校長室に呼

大きく影響していると思います。

自然住宅では、三〇代・四〇代の大工さん達に大工の基本を知ってもらわなければならぬと考えています。自然住宅の図面を基に大工さんをお願いするのですが彼らがまず口にするのは、「こんなに複雑にしなければならぬのか。」と言います。私が「（仕口や継手を）習ってこなかったんですか」というと「いや、確か習ったような気がするけれども、実際に社会に出たらこんな事はやらないので忘れた」：これが現状です。ですから、土台を引き込んで棟が上がるまでに半年以上かかります。自然住宅は大工仕事の第一歩から非常に苦しむのです。

次に、日本は国産材を使わないで、輸入建材や輸入住宅に力を入れています。

また、明治維新以降、日本の伝統構法は、ヨーロッパの軸組構法にとつてかわられています。現在、日本の家造りは日本文化として殆ど残っていません。このような現実の中で、自然住宅は、これら（材と技）も取り戻したいと考えています。

何故、日本の大工さん達がこんなに複雑に日本の家を造ってきたのか。一度じっくり考えてみる必要があります。日本は地震国です。台風も毎年きます。このような風土の中で日本の大工さん達が培ってきた日本の家造りは、造りながら失敗を重ねて重ねて日本伝統構法を培ってきたわけです。自然住宅はそれをもう一度見直そうと思っています。

ばれたのです。それでも現場に来た生徒がいました。『頭は坊主でした。』学校側に反省を求められたのでした。

環境教育の難しさは、子供たちの側に有るのではなく、大人達の偏見に問題が有るのではないのでしょうか。

さて、子供たちは、ここであきらめませんでした。

子供たちの希望をかなえてあげたい、と思ったのは藤森先生でした。自然住宅のメンバーに声を掛け建てられる敷地を提供してくれるメンバーを捜しました。東京・大田区の神崎さんが名乗り出てください、具体的に事が進み始めました。藤森先生・建築科の先生そして生徒たちは一学期に学科と仕口・継手の勉強、七月を迎え夏休みに入るとすぐ、墨出し・刻み・加工の作業に入りました。いよいよ建て方に入ります。そこで、また学校から「待った！」がかかりました。「現場での作業は危険！」という理由です。今度は建築科の先生が、親への説得と許可に掛けず回ります。このようにして全員参加の日本伝統構法の実践に着手したのです。子供たちは、夏休みを返上してやりとげました。今年も大変暑い夏でしたが、「本当に（建てられて）うれしい。」と口々に言っていました。彼らは、この体験を『がんばれ！高校生』という冊子にまとめています。

子供たちは、将来、このような日本の伝統的な構法で家を造る機会に殆ど恵まれませんが、藤森先生の意識の変化も有りませんでした。彼は「子

供の教育」に感心があって講師をしているのですが、子供たちの希望にかなう就職先が無いことを痛切に感じたのです。自然住宅の仕事をしていても、「収入が少ないので」夫婦喧嘩しながら自然住宅やっているんです。」といいながら自然住宅の実践活動をしているわけですから、子供たちを雇用するなどは、また夫婦喧嘩の種を作るようなものです。それでも二〇〇一年には二名を採用する予定と書いていました。私達は何がなんでも自然住宅の実践活動を普及しなければならぬ。環境教育は学校の理解をはじめ、学校の先生の協力、子供たちが夢を持ってやりたいと思う気持ち、親の暖かい愛、それらを支援する市民、それらをバックアップする職人達：多くの人たちの協働作業の中ではじめて実行される事です。

自然住宅と環境

建築は地球温暖化を招き、地球上最も強い猛毒ダイオキシンを産んでいる。という内容です。サリンの二倍、青酸ガスの一、〇〇〇倍以上の猛毒ダイオキシンの。ダイオキシンは埼玉県所沢市で有名になりました。日本で作られるダイオキシンは地球の二分の一から三分の二を占めていると言われていました。このことは世界中の科学者が問題としています。所沢市のダイオキシンはゴミ焼却から発生しています。このゴミ焼却がまた、地球温暖化を促進している。この所沢では、ゴミ焼却の問題から市民の健康被害までに及んでいます。生活を改善しないで

造体で釘や金物を使わないかは、解体時に手で壊せる(11分解可能な)からなんです。また、解体した材料が再生可能であるし、また使用できます。いままでは、家を造る事の方に終始していました。これからは、家を壊さない事が大変重要で、また解体した後も、もう一度組み立て可能な家造りが要求されます。自然住宅はこれらを踏まえて家を考えています。もちろん、ゴミ焼却など不要です。現在建っている家の解体時の処理方法もほぼ九割り方焼却せずすみずみ。現在の家は釘と金物、接着剤とプラスチックなど使用されていますから分別には大変な労力を必要とします。重機で壊し、後は人の手で木は木、金物は金物、コンクリートはコンクリートという様に分別していきます。この時重機と人間と一緒に仕事をするので日本人は解体業にはつきません。東南アジア人かアフリカ人が殆どです。国際間の人種差別がはつきり見られるのも建築の世界です。さて、このような建物はどうしても最後に分別できない物が残ります。私達は埼玉県のウチダという処理業者に依頼をするのですがここでは、このような混材を空気で飛ばし材の比重で分別する方法を取っています。

このような方法で解体工事をする、従来のミンチ解体・焼却処理の方法では坪当たり一五、〇〇〇円の解体費用ですんでいたのですが、分別解体では、坪当たり三万から四万円かかります。今後は、環境問題を打開する観点からみずと解体は手で壊す、材は再利用する、

亦、ゴミを出す。リサイクルもリユースもリターナブルもしないでゴミを燃やしています。

この日本の現状を世界中が問題にしている。

「私達の住まいが地球温暖化を招き、猛毒ダイオキシンを産んでいる。」地球温暖化の最も大きな原因は二酸化炭素です。二酸化炭素が全体の九四・四%を占めています。次にエネルギー消費。この内、化石燃料の消費、それからセメント製造、廃棄物焼却、熱帯林伐採、など、エネルギー消費と建築土木に関するものが非常に多い事がわかります。建築は、いろんな意味で、至る所に顔を出しています。まず一つに住まいには電気が必要です。電気を作るのに化石燃料や原子力発電に頼っているわけですが、まず熱エネルギーを発生させ次に電気エネルギーに変化させる。そして電気エネルギーをまた熱エネルギーに変える。また、様々な物を作るのにエネルギーを消費する。日本人のエネルギー消費はつくられたエネルギーの三割くらいしか効果をおいていないのです。今、日本はエネルギー消費システムそのものが問われているのです。

次に、二酸化炭素の排出国については、アメリカ(二二%)、中国、ロシアについて、日本は四番目に位置しています。日本は地球温暖化を促進している国である。ということ。日本人として、とても恥ずべき事です。建築はその影で見え隠れしています。

このまま二酸化炭素の排出を野放しにしていたら一九九〇年の約三倍の二酸化炭素排出量になります。そうすると二〇〇年後には、地球の

あるいは再生する、となるともって解体費用は上がっていくだろうとおもいます。ですから解体可能な家造りが大切になってきます。

一九九八年八月八日に自然住宅・住まい方推進ネットワークは所沢市において『住宅からの環境破壊をやめよう!』をテーマに市民フォーラムを開きました。この時点では、建築関係者は殆ど、このテーマに同意しませんでした。悲しい事に建築物のリサイクル、リユース、リターナブルなど考えに及んでいませんでした。私達がこの市民フォーラム開催にとても苦戦していた時に、力強く協力してくださったのが大阪大学の植村振作先生でした。化学物質過敏症や新築病を世に出した方です。その他、廃棄物処理場問題全国ネットワーク・止めよう!ダイオキシン汚染関東ネットワーク等の環境市民団体です。

これらの影響で、一九九八年二月三十一日にはリサイクル法案が提出されました。この時点では自民党によって下げられたわけですが、翌年四月再度法政化に向かうごさだしました。この結果、建築解体業者や廃棄物処理業者は上に下の大騒ぎでした。一方、所沢市の住民運動も世間に注目されはじめ、政府は四兆円もの国庫金を出し、ゴミの広域化計画を打ち出します。然し、この計画は根本的にゴミ問題を解決するのではなく、一業者に、五、〇〇〇万円から一億円を出してやり所沢市から他の地域に移動させるという、大変おそまつな内容でした。

次は、二酸化炭素排出国の問題です。アメリカ

気温は二度C上昇し、水面は五〇cm上がるであろうと言われています。現在大きな河川では治水工事が整備されていて河川敷には大きな建物を建て、その基礎を利用して海より逆流してきた海水を貯水層にいったん貯めてそれをポンプでまた海に吐き出すというシステムをとっています。東京では、後楽園・目黒青果市場などが大がかりのものです。

次に、この二酸化炭素の大半がエネルギー消費です。エネルギー消費の九一・七%が二酸化炭素を排出しています。エネルギーの使い方は私達の生活と密接にからんでいます。この内、エネルギー消費の最たるものが電気なのです。次にセメント製造、私は、東京で工務店を営んでおりましたので、マンションなどの鉄筋コンクリート造りの建物を多く扱っていました。今は、自然住宅しか扱っていませんので、基礎部分などにセメントをつかいます。昔は石を土台の下において家を建てられたのですが、現在はそれが許されません。次は、産業廃棄物焼却です。ゴミの焼却は埼玉県所沢市が有名です。私は所沢をダイオキシン人体実験都市と言っています。この所沢市は産業廃棄物の八割から九割が建築廃材です。その内東京のゴミが八割から九割を占めています。

現在、自然住宅はその所沢市で実践活動をしています。自然住宅は解体時にはゴミが殆ど出ません。ゴミを出さず、焼却をしなくてもよい家造りは可能です。そのためには、家の造り方がとても重要になります。自然住宅が何故、構成(二二・四%)中国、ロシア、日本(五%)の順で、この四ヶ国で地球の二酸化炭素の排出量の半数近くを占めています。大変な問題です。地球温暖化防止の為に京都会議では、アメリカ・日本などは未開発国にグチャグチャしつこい位言っていました。が、まず自分達の責任を回避せずやるべきことをやれば、二酸化炭素の削減は端的に出してくるとおもいます。その中でもエネルギーの消費が大きく占めているわけですが、なかでも日本のエネルギー消費は驚くものがあります。これは日本人の意識の問題がとても大きい。日本人は自分たちの意識を変えないと世界中から相手にされなくなりますよ。

四頁目は、地球温暖化を招く二酸化炭素の排出量は、国内総生産に国民総生産と密接に関係している。という事が書かれています。国内総生産の約五分の一が建築土木産業です。自然破壊や環境汚染問題に色々なところで建築土木は関係しています。不景気になると公定歩合を操作し建築投資の動きを左右しています。建築投資は日本経済や政治の動きに大きく左右しているのです。

この日本の市場に着目したのがアメリカの輸入住宅・輸入建材です。建築産業も自由化の波とともに市場を解放したわけですが、私が同業者の交流でアメリカに渡った年に、日本はかなりの影響を受けると感じて帰国しました。その理由は、日本の場合、自分の仕事に責任を持っているようで、持っていないところが結構あって、責任の所在を確認すると「遺憾に思う」だ

とか、「まかせる」などで世間を渡る事ができませんが、アメリカは、責任の所在にとっても厳しい。また、北欧三国で高齢者福祉施設の研修に行った時も日本の福祉の立ち後れをとっても感じました。特に福祉に関しては、日本は全て経済の効果をまず考え、採算があえばやるし合わねばいつまでも考えろという慣習をもっています。然し北欧をはじめ先進諸国は、福祉に関して積極的に捕らえていますし、何よりも人間の住む住まう等国民一人一人の生きがいと真剣に考えられています。私達が福祉施設を研修に行った際に施設の案内係が「日本人は物ばかりを見て人を見ない」と言っていたのが印象的でした。

品質確保法

五番目(四頁)は、産業廃棄物の約五分の一を占める建築廃材は有害で環境汚染を引き起こしながら地球温暖化を招いている。という事が書いてあります。新築の住宅着工件数は年間一〇〇万戸あります。この内五万戸が木造住宅です。木造住宅の比率は約半分です。一九九五年一月一七日に阪神大震災に襲われた時、木造住宅の約二五%が日本の従来型の柱と梁で構成された家でした。残りは2×4等のパネル構法です。阪神大震災では六八〇〇人以上の方が家の倒壊の下敷きになり亡くなりました。この悲劇を報道は、五〇年前の日本家屋が倒壊した、というものでした。日本の伝統構法の是非が問われ、合板によるパネル構法が強い。という報道をしたのです。現在、阪神地域ではハウスメー

カーの家が大半を占めています。その時、非常に残念な事に建築家は、この流れに乗ってしまったのです。誰も五〇年前の日本の状況やその当時の家の建て方を説明した人はいませんでした。五〇年前の日本は戦後まもなくで、男手は少なく、材料もろくに無かった時代です。

私は幼少の頃、母が結核でしたものから父の背中に負ぶされて物心付くか付かない内に建築現場につれていかれ、そこが遊び場でした。その頃の家は炭化した材料を柱等の構造材にも使用してましたし、柱が短くとも使っていたんです。古い家の解体など柱が土台についていない事などよく見かけました。阪神地域でも同じ状態だと思います。そんな家と建てて一〇年程の家との比較が公然となされたのです。私達、建築専門家の間では、「MホームやSハウス等のハウスメーカーが木造住宅の全てのシェアを地元大工から奪ってしまおう」という強気の発言があったと聞いています。それらの発言の影で日本伝統構法を研究している設計士や構造計画者や職人さん達が精力的に勉強会やセミナーを始めたのです。これらの活動を通して、日本伝統構法は、日本の匠の人たちが日本の気候や風土に合った家造りを培ってきたものであるという認識に立ったのです。あちこちで日本家屋の見直しや匠達の抵抗に合い、ハウスメーカーは三年でその目的を果たせなかつたわけです。私達はそれで安心出来た訳ではありません。五年後の今日、ハウスメーカーや建築士会や弁護士会、建築家協会、建築学会等が話し合い、弁

護士会は法的なチェック、建築士は細々した建築の手續き、検証試験は木材技術センター、許可をするのが建設省から移動した方が経営する第三セクター等などが中心になって品質確保促進法が作られたのです。

現在では匠達が培ってきた日本の伝統構法での家造りは、殆ど建てられません。

この品質確保促進法の是非については、様々な意見が有るようですが、現場で実際に家を造っている大工さん達は、この法律の自身が全くと言っていいほど分かっています。もちろん一般市民もしっかり把握はしていません。構造の実験をするにしても、りっぱな大学の先生などに構造解析して頂くにしても大変な費用がかかるのです。地元の小さな工務店の大工さん達には、この法律に見合った対応はできません。そこで地元の大工さん達はどのように生き残れるか、という建設大臣が指定した「指定住宅性能評価機関」の運営する「住宅性能保障制度」に則った家の造り方を守り、保険料を納め、補償義務を全うします。しか打つ手は残されていません。当然、保険料や建築士への報酬など一般市民は建築コストのアップに甘んじなければなりません。この分を住宅ローン・三五年で補って下さい、というものも作っています。然し、ローン三五年で家の保証は一〇年です。

家が高いか安いかは、総工費に影響されるのではなく、月々のローン返済に影響されます。この良い例が、三〇〇〇万円借り入れて月々自己資金で返済するのと、一億円借り入れてアパー

トなどの借家人に返済させるのとは、人は自己の預貯金の目減りをとて気にします。即ち総工費の高い・安いではなく、月々の返済額が問題となるのです。ですから例え一〇年しか持たない家でも住宅ローンが三五年になれば、そちらを選ぶ。

自然住宅は材料の再生・再利用など資源循環を考え、あるいは熱帯林資源の破壊・それによる地球温暖化防止を考えて日本の伝統構法を堅持しています。ですからこの法律には適合していません。自然住宅は匠の経験と技にその信頼性をかけています。大工さん達は自然住宅を今までに無い堅牢な住宅だ、と言っています。現場の見学会では環境市民が、納得する家であると言ってくれています。「品質確保促進法」はその是非を問われていますので、この法律を一〇〇%適合せずとも良いとも言っています。それは施主が「自然住宅を信用しているので、大地震の時など保証しなくても良い」と一筆認めてくれる事です。一般的には、まずこんな事は無いと思います。よほど環境問題に敏感な人か、自分の子供の将来を考えているか、自分たちの老後や健康を考えているか、日本人の三分の一がかかるといふガンにかかりたくない等と思っている人たちが自然住宅に協力してくれて、はじめて資源循環型形成への家造りが促進されるのです。

建築廃材と環境

五頁目は、「建築統計年報」の資料を基に話

します。年間一〇〇万戸の新築住宅が産まれると同時に約四〇万戸弱の家が解体されています。ゴミには一般家庭ゴミと建築廃材の様な産業廃棄物とがあります。右の新聞記事は一九九四年のもですが住宅一件当たりの解体ゴミは家庭ゴミの三四年分に相当するという内容の記事です。最近ではゴミに対する意識も高まってきておりますので家庭ゴミはかつて年間一・六t(一世帯)であった物が一tに減ってきています。建築の廃材は家庭ゴミの約一〇〇倍もの量なのです。この写真は所沢市のゴミの山です。これを住民はゴミ富士と言っています。(米国は一・二t)

六頁目。この写真は所沢市のゴミ処理場です。私は所沢市に一年間住んでいました。一年間で体をこわしました。私の娘は、埼玉県小岩の自由の森学園に通ってましたので、私の妹が小手指に住んでいた事もあって所沢市に住まわしたのです。所沢市は見た目の環境はとも良い所です。日本一の櫻並木、整備された街造り。娘はここに八年間住んでいました。

娘の体に異常が生じたのは一年頃からでした。はじめは風邪をよくひく様になり、その内微熱が出だし鼻水がとまらなくなり学校を休む様になりました。若い娘は体がとても敏感です。次に体の異常は整理不順でした。娘は「何かおかしい。お母さん、何か変。」と聞いていました。医者に診察してもらってもただの整理不順と言われるだけでした。

次の体調の変化は、出血が止まらない。即ち、

子宮内膜症でした。この時点では娘の体はポロポロになってしまったのです。子宮内膜症になって娘はほとんど起きられなくなっていました。八年後、私は所沢市のダイオキシン問題を知ったのです。若い娘にとって見た目の環境の良さや池袋や新宿が近いということが、とても魅力のある都市です。いやがる娘を蹴飛ばす様にしてここから板橋に越させました。出血が止まったのは、それから半年後です。体が元にもどるのは、ダイオキシンに暴露された年月より多くの日数を必要とします。環境汚染は目に見えずジワジワと体を犯していくのですから、とても怖い。

所沢市の水は臭くて飲めません。塩素がきついでいいではない。お風呂に水を張ると塩素がきつくてはいけません。私は隣街の入間市の銭湯に通いました。娘と同様、一ヶ月後には鼻水が止まらなくなりました。そして、三ヶ月ぐらい経つと鼻水は止まったのですが今度は鼻が利かなくなりました。その内に何となく体がだるくなり、微熱がでてきました。一年頃には朝起きる際には、大変な勇気が必要となりました。ここには体がポロポロに成ってしまうと思いましたが現在では体の養生も含めて山の中で生活をしています。

山に越して、綺麗な空気とおいしい水のおかげで一年位でやっと体のだるさがとれました。一年でこの状態です。ダイオキシン汚染がどれだけ大変な汚染かがわかります。

自然住宅の人たちは、きれいな空気のある環

境に住んでいる人が多いのですが、この人た

ちを所沢のゴミ処理場に案内します。一件目で
あまりの悪臭に気持ち悪くなる。三件目で嘔吐
する者まであらわれます。だいたい三時間から
五時間くらい案内して、やっと三分の一くらい
のゴミ処理場が回れる程度です。その後、環境
の良い所に住んでいる者は、三日間くらい発熱
します。腹痛や胸焼けに苦しみます。体もだる
くなります。此の様な環境に所沢市民は住んで
いるのです。私達は建築の専門家です。所沢の
ゴミ処理場にあるゴミが建築廃材が大半である
事は容易にわかります。所沢市のゴミは約九〇
%が東京のゴミです。その東京のゴミの約八割
りが建築廃材です。何故、東京のゴミが所沢市
にあつまるのか？それは、東京から非常に近い
関越自動車道で練馬インターから一つ目の所沢
インターで降りればよいわけです。高速代も
四五〇円ですし、車が渋滞してなければ一〇
分か一分でいける距離です。所沢周辺は雑木
林と農地です。ゴミの問題が浮上して同じく農
地に宅地並み課税を適用する時期が重なります。
減反と宅地並みの相続税。農民にとって農地を
手放さざるおえない。農地には家が建たない。
そこに資材置場として農地を買ってくれる者が
いたとしたら、農民にとって大変助かる事にな
ります。私達も資材置場は必要で持っています
が、資材と廃材との区別がつきにくいのが現状
です。頻繁に使う資材は手元に置いておきます。
あまり使わない資材は地価の安い所に運ぶ。当
然ゴミも車一台何円という取引ですので貯めて

から捨てます。それがいつしか山となります。
次にこの写真は新聞や雑誌でお馴染みの所沢
インターの近くの中学校・高校です。この校舎
の脇にゴミ富士が有りますね。このゴミ富士の
高さは、この学校の校舎・鉄筋コンクリート四
階建ての高さより高いのです。ちよつと見にく
いのですがゴミ富士から煙がでているのがわか
ります。有害なガスが自然にでているんです。
発火する危険もあります。

住民がこの子供たちの健康被害の調査をし
ました。約半数以上の子供たちに何らかの異常が
現われています。アトピーや喘息です。この学
校の向こう側に川が流れています。川には殆
ど生物が住んでいません。魚たちは水面の上に
口をあけパクパクしています。

人間もこの地球に酸素が無くなってきたら口
を上にあけてパクパクするのでしょね。現在
この川の流域では流産や死産、また奇形児が多
く産まれてきています。これがダイオキシン汚
染の現状です。亦、この写真は、ゴミ焼却炉の
煙突から煙が出ておらず、ゴミそのものから煙
が出ているのがわかります。また日中は役所
も動いていますし、住民も起きていますので、
焼却は合法的になされています。が夜も一時
ごろに成りますと昼間の何倍もの煙がモクモク
と出されます。オートメ化によって無人でゴミ
は焼却されます。

朝の五時頃まで燃やされています。地元住民
は、地面に穴が掘ってあってそこにゴミをつめ
火をつけて蓋をする。この光景を地獄の釜と呼

んでいます。悪臭はもちろん無人に大火ですか
ら非常に不安な気持ちで過ごしています。亦、
この写真は、有名になったくぬぎ山近くのゴミ
処理場ですが、周辺の雑木林の木々は枯れてい
ます。こういう所が至る所にあります。住民の
反対闘争も手伝って、国は廃棄物処理場の広域
化計画を打ち出しました。引越し費用を税金
から出してやって、ゴミ処理場を日本全国にば
らまく計画です。

住民の反対にあって廃業しようとしていた業
者も資金を貰って再開できる事になりました。
関東では有機農材で有名な山梨県明野村のゴ
ミ問題が有名です。私もこの村に観光に行った
事がありますが、のどかで、とても良い環境の
中にゴミ処理場が浮いて見えるのはやはり異様
な光景です。山梨県は中巨摩産産が最大の処
理業者で山梨県から出た建設大臣とても仲が
良いと聞いています。自然住宅・住まい方推進
ネットワークの市民セミナーでゴミ問題をテー
マとして廃棄物処理場問題全国ネットワークの
大橋光雄氏にお話を伺ったのですが日本全国の
ゴミ処理場の現状や不法投棄の現状等をスライ
ドを通して見ていると日本はもう、救えない程
環境が悪化している事がわかります。中でも一
番考えさせられた光景は海の上から撮影したゴ
ミ処理場の下、即ち海岸線の断層から黒いドロ
ドロの液体が何十メートルも下に垂れている光
景でした。日本の水はもう飲めませんね。かつ
て日本は緑豊かな国、水清き国であったはずで
すが、その美しかった日本は二度と取り戻す事

は出来ないと感じました。大橋さんも全国を調
査して日本は救えないと言われていました。
ゴミ広域化計画の問題は、もっと深刻です。私
は仕事柄、地方によく行きます。前にはあまり
見られなかったゴミの大型トラックが高速道路
を走っているのです。長野県の綺麗な川べりに
薄く土がかけられているゴミの不法投棄をみか
けます。今まで建築解体ゴミは一トン当たり一
万五〇〇〇円位でしたが、それが表向き三万も
五万もゴミ処理代として取れるように成ったわ
けですから、高速代を使っても遠方で不法投棄
すればポロ儲けができます。高速道路から山々
を見ていて国立公園ではないかと思われる山か
らモクモクと煙が出ているのを見付けると悲し
くなります。彼らは所沢の失敗を大変反省して
いて平地にはゴミを捨てません。ゴミ富士となっ
て地域住民に分かってしまうからです。彼らは、
谷にゴミを捨てます。そして土をかぶせて
います。それを繰り返す。住民は何だろうと
思っている内に谷は平らになってしまいました。
表看板はもちろんゴミ処理場ではありません。
私が一番心配しているのは、宅地造成に名を借
りたゴミの最終処分です。一〇年後には人の記
憶も薄れ、景色がよく環境が良いといつてゴミ
の宅地造成地が売り出される事です。家が建っ
てから地盤が傾き、猛毒ガスが出てくるのでは
ないか、と心配です。

さらにゴミ問題では最も恐いのは、住民はダ
イオキシン汚染を止めようとして希望している
わけですが、所沢市のように、それではダイオ

キシンのゴミ処理場の煙突から出なければよい
のか、という論議に巻き込まれる事です。ゴミ
処理場の煙突からダイオキシンが出ないとい
事だけでは処理業者にとっては、こんな良いビ
ジネスチャンスはないのです。しかも国から援
助金まで頂いて設備投資が出来るわけですから、
こんなおいしい話はない。所沢市はこの方向で
動いています。ところが大阪、能登のゴミ処理
場で労働者がゴミ焼却灰でダイオキシンの暴露
した事件が発生しました。それも何千倍もの暴
露です。この事件はダイオキシン汚染灰が放射
能灰に匹敵するくらいの物である事を意味して
います。放射能灰の廃棄は嚴重です。然しダイ
オキシン灰の処理はいつも簡単なのです。各部
に黒いビニールを敷きそこにダイオキシン灰を
捨てる。そして土をかける。それだけです。
ビニールの耐用年数は5年位です。ダイオキ
シン灰は五年で消えて無くなるわけではありま
せんから当然何年か後には大地にしみ込んでい
きます。汚染された大地からは人が食べれる食
物は取れません。此の様事があちこちで起っ
ています。

六頁目は、一人一日当たりのゴミの排出量が
約一トンです。市民の意識が高まってきたとい
う事です。然し、住民が大変苦しんでいる所沢
市においてさえ、ゴミの分別はまだまだ四つか
五つ程の分別です。この四つか五つ程の分別で
もきめられた当初は大変でした。それはゴミの
分別を考えていない包装や生活用品が氾濫して
いる為です。またゴミへの住民闘争が自らの生

活を変えようという運動ではなく、煙突からダ
イオキシンを出さないという運動なので、根本
的には何も変わらないのです。先日、所沢市の
ゴミ問題で活動している住民との話のなかで
「ゴミは減っている。私達の活動の成果だ。」と
言うんですね。確かに、ゴミ広域化計画で廃棄
物処理業者は所沢市から出ていっています。で
すから一時的にはゴミの減量化につながった。
然しこのゴミ問題で所沢市の不動産価値は下が
たのです。東京から近く、交通の便も良く、
しかも不動産が安い。当然環境問題に頓着無い
人たちはここに住もうとします。ゴミ処理施設
の立地に際し、国庫補助金がつきます。

その他、ゴミ処理施設の立地には環境が悪く
なる理由から植栽の補助金までつくのです。
ですから所沢市は日本一のケヤキ並木が持つ事
が出来た。航空公園にしても新所沢にしても並
木道はすばらしいし、大きな公園は多いし、見
た目の環境はとても良いです。

ダイオキシンに頓着が無かったら、人は住み
たい都市の上位にあがるでしょう。事実、所沢
市は農地を宅地に転用しています。通常は中々
農地転用は出来ないのですが、何故かマンショ
ン建設が盛んで夜間人工は増える方向に有りま
す。この結果、ゴミも増えます。ニュースステ
ーションで久米浩氏が所沢市のダイオキシン汚染
問題をテレビで取り上げました。このニュース
は大変な反響を呼んだ訳ですが、中でも所沢市
のJAを中心とした農民がニュースステーション
を相手に生活権の問題を突き付けました。国

を上げて所沢市の野菜は安全であると広報しましたね。日本の首相自らダイオキシンの汚染されたほうれん草を食べて見せましたね。この野菜を毎日可愛い孫に食べさせる事が出来るのでしょうか。話に聞くと埼玉県産のシールでは野菜が売れないので群馬県産のシールを貼って出荷したとか、しないとか。農民が安全な野菜を誇りを持って出さなくなったら私達市民は何を食べたら良いか分かりませんね。所沢市にはこのような農民と、そうでない農民がいます。良心的な農民は、自分たちの作る野菜が安全でないなら農業を廃止すべきである。という農民もいたのです。これら勇気ある農民は、ほとんど報道されませんでした。この農民達は、国や埼玉県や所沢市を相手どって訴訟を起こしています。自分たちの勝手ばかりを考える者もいれば、環境や市民の健康を考える者もいるというのが所沢のダイオキシン汚染問題です。ニュースステーションの久米浩氏は、この勇気ある(あった)報道で彼の進退は非常に危なくなり、二度とダイオキシン問題に触れない事を理由に復帰しています。私達は、所沢ダイオキシン問題を通じて、真の勇気ある報道も知らされていない事実を知りました。先にゴミ問題は市民一人一人の意識の問題である、と言いましたのは、この農民の話と同じように、自分の家庭からゴミを出すそのものがダイオキシン汚染問題に直結している事そのものを自覚しなければならぬ。事を示唆しているのです。

地球温暖化と生活

七番目は、「地球温暖化は私達の生活をどのように変えてしまうのでしょうか?」という事が書いてあります。今年の夏もとても暑かったと聞いています。ごめんなさい。わたしの住んでいる所は、今年は夏がなかったのです。半袖も着ることが無かったですし、今年の夏はとも寒かったのです。八月は扇風機を日に一時間くらいかけたのが三日くらいしか有りませんでした。今日の朝はもう、セーターを着ていましたし、布団はすでに厚手の布団を掛けています。今日は東京に出るので半袖を着て来ましたが、本当に東京は暑いんですね。この異常な暑さは温暖化による異常気象なのでしょうね。かつて日本はこの地球上で、最も豊かな国土を持った国、と言われていましたね。春には雨の恵みがあって、植物が発芽するときには暑くなって、枯れて子孫を次に繋ぐ時には乾燥期に入る、という四季が有りましたね。この地球上で世界戦争があつて、世界の誰でもが残したいとする国は私達の住む日本だったと聞いています。ところが地球温暖化は日本の国土を多雨温暖な気候から亜熱帯気候に変えていってしまっています。昨年も今年も夏はとても暑かったですね。東京などの都市圏の夏は四〇度四五度が当たり前に成ってきます。一方、日本人の体は公害や農薬漬きの食物やダイオキシン汚染された空気や土壌などによって、免疫力が低下しています。人の免疫力が低下している上に物が腐りやすくなってい

ます。〇157とか〇25など、最近では、菌による病気がとても多く成りましたね。多分、昔の日本は、こんな事では平気だった事でも現代は大変な問題と成ってしまう。年々菌による病気が蔓延化してきている。地球温暖化はこのように私達の生活環境を変えていきます。また、自然環境がだんだんひどく成るにつれ、食料事情もかわってきます。人間をはじめとする動物は足があるので、自分の体にあつた所に移動できますが、足のない植物は移動が出来ません。この地球に何百年、何千年、何万年も掛けて適応してきた植物は、この人間の手による気候の変化に対応できない。その結果、食料危機が人間にかえってくる。地球温暖化は人間が引き、そして人間の生存に関わっている問題なのです。例えば、日本は北は北海道、南は沖縄まで気候風土の違った地域があります。青森ヒバのように非常に雪が深く寒い地域では、腐朽菌などに犯されないようにヒバオール等の殺菌作用のある精油が多く含まれていて木そのものを守ってくれています。また、沖縄の様に蚊やハエなど多く生息している所ではそれらの虫に犯されない様に月桃そのものが蚊取り線香のような性質をもっています。月桃の葉で和紙や蚊帳を作ることが出来ます。自然の恵みは昨日や今日に出来たものではないのです。人間は、傲慢に成りすぎた結果をなげ、人間自身に味わう事となります。次号へつづく

国民森林会議第一九回総会議案

総会次第

- 一、開会のことば
- 二、議長選出
- 三、会長あいさつ
- 四、議案の提案・討議
 - (1) 経過と方針の提案
 - (2) 決算報告と予算案提案
 - (3) 監査報告
 - (4) 討論
- 五、会員の意見交換
- 六、役員改選
- 七、閉会のことば

ひきつづき記念講演会

二〇〇〇年度活動の経過報告

1 提言委員会の提言と活動

- (1) 国有林白書の作成
 - ① 九九年末の国有林現場の現地調査を踏まえ岡幹事を主査とする検討委員会(幹事会)で検討を深め、五月末に「国有林白書」として発表しました。
 - ② 「国有林白書」は八〇〇〇部を印刷し、全国の自治体や地方議会・議員、林野庁関係者等に配布し、国有林の抱える課題等について明らかにしてきました。また、林野庁長官・次長・国有林野部長との意見交換で、国有林野事業の「改革」に対する評価と問題点を提起してきました。
- (2) 当面する林政問題への緊急提言
 - ① 基本林政の転換を求める地域集会や、政党の勉強会等に講師(大内・半田)として招かれ「提言」の普及に努めてきました。
 - ② また、林政転換を求める地方議会での意見書採択や、六月八日に開催された森林・林業・林産業活性化促進議員連盟に

2 公開講座・講演会

- (1) 公開講座の開催
 - ① 第一回講座
二〇〇〇年度は、「基本林政」を中心テーマに四回の公開講座を開きました。
 - ② 第二回講座
◇二〇〇〇年四月八日(土) 学士会分館
◇「新発想による間伐問題の早期解消策」
◇講師 萩野敏雄(国民森林会議)
 - ③ 第三回講座
◇二〇〇〇年六月一日(土) 学士会分館
◇「循環系の社会とエコ・マネーの実現」
◇講師 加藤敏春(通産省・サービス産業課長)
 - ④ 第四回講座
◇二〇〇〇年九月九日(土) 学士会分館
◇「自然住宅と国産材利用」
◇講師 田久保美重子(自然住宅・住まい方推進ネットワーク代表)
- (2) 第三回講座
◇二〇〇〇年二月九日(土) 学士会分館
◇「変わり行く山村・フランスの山村の現状をおして」

二〇〇一年三月二四日
東京都・本郷・学士会分館

よる中央集会等の地域からの運動にも「提言」が生かされたと考えます。

(2) 講演会

- ① 講師 内山 節(国民森林会議)
- ② 第一回講演(評議員会)
- ③ 二〇〇〇年二月二日(土) 学士会分館
- ④ 「基本林政検討にあたって」
- ⑤ 講師 後藤 健(林野庁企画課・総括)
- ⑥ 第二回講演(第一八回総会)
- ⑦ 二〇〇〇年三月二五日(土) 学士会分館
- ⑧ 「現場からの主張」
- ⑨ 講師 水野俊哲(長野県上小森林組合)

3 森林・林業の視察活動

二〇〇〇年度は、小田原市の酒匂川流域グリーンフォーラムの中の、エコビレッジ研究会と水士社が取り組んでいる「地域の森とつなぐ天然素材・民家型の家作り」を視察することにいたしました。参加体制の都合で中止しました。改めて新年度で計画したいと考えています。

4 出版活動・シンポジウム等の活動

- (1) 季刊誌「国民と森林」の発刊
- ① 今年も、多数の会員・執筆者のご協力で計画どおり発刊することができました。
- ② 第七一号(一月・在来工法の住文化と住宅国産材の市場問題等)、第七二号(三月・総会議案等)、第七三号(七月・林政改革特集) 第七四号(一〇月・林業基本法特集)
- (2) 共催・後援等の活動

5 組織の動き

- (1) 国民森林会議あり方検討委員会
- ① 第九二回幹事会(九月九日)の議を経

① 森林フォーラムの行事を支え後援してきました。

② 「八ヶ岳自然と森の学校」についても後援という立場で協力してきました。

(3) シンポジウム等

① 今年度は、会としてシンポジウムを持てませんでした。『協同』を拓く全国集会での「山と森を守る労働をつくる」分科会に会員が協力してきました。

② 林業基本法見直しに向けて、不足している市民の関心と議論を起こすことを目的に、「市民参加の森づくりシンポジウム」を、二〇〇一年一月一九日に開催することとなり、NPO法人森づくりフォーラム・(財)森とむらの会との三者主催に企画することとしました。

(4) 座談会(八月二日)

① 林業基本法の見直しを求める地域の運動や林政審議会における基本政策の検討開始という状況を踏まえ、「緊急提言」を補完する立場で歴代会長と萩野事務局長、道林全林野委員長による座談会を持ちました。

(2) 会員拡大

- ① 今年度は、日常的な会員拡大に加え、会の財政的自立化に向け、関係組織の協力もいただき特別対策をおこないました。その結果購読会員が二三〇名拡大されましたが、健全財政にむけ一層の努力が必要と見えます。
- ② 現在の会員数は四四五名(昨年一〇八)
- ③ 通常会員・一五五名(昨年・一四七)
- ④ 個人購読・二二五名(昨年・四七)

二〇〇一年度活動方針(案)

1 提言委員会の提言と活動

- ① 提言委員会は、常設の委員会と課題別委員会の二本立てで運営します。
- ② 常設提言委員会「森林・林業政策を研究対象に、通年的に設置し情勢に応じて提言をします。
- ③ 課題別提言委員会「課題別に必要に応じて設置します。
- ④ 提言の具体化(政策化)を図るため、関係組織・団体等との連携を強めていきます。

2 公開講座

- ① 今年度の統一テーマは、「木材の国際化と各国の森林」とします。
- ② 講座日程等
- ③ 第一回講座二〇〇一年四月一四日(土) テーマ
- ④ 第二回講座二〇〇一年六月九日(土) テーマ
- ⑤ 講師

3 講演会

- ① 第一回講演は評議員会当日に開催します。
- ② 二〇〇一年二月一日(土) 一四時
- ③ テーマ「新たな森林・林業基本法(案)」
- ④ 講師「後藤健氏(林野庁企画課・総括)」
- ⑤ 第二回講演は総会当日に開催します。
- ⑥ 二〇〇一年三月二四日(土) 一四時
- ⑦ テーマ「森林・林業・山村政策について」
- ⑧ 講師「吉田善三郎氏(三重県・林業家)」
- ⑨ 場所は、いずれも学士会分館です。

4 シンポジウム等

- ① 一月一九日開催の「市民参加の森づくりシンポジウム」の主催団体として参加します。同時にパネリストとして、半田良一会長が参加します。
- ② また、「国民と森林」第七六号でシンポジウムの概要を報告します。
- ③ 二〇〇二年は、国民森林会議設立二〇周年を迎えることから、記念シンポジウムを

て、設立二〇年を目前にした会の今後のあり方について検討することとなり、五名の委員による検討委員会を設置し、二回の検討会をもって「あり方案」がまとめられました。

② 「あり方案」は、第九三回幹事会に報告され協議を経て確認されました。その概要は

③ 会の目的を踏まえ活動の継続を図る。

④ 研究・提言活動と「国民と森林」の発刊を軸に運営する。

⑤ 地方との情報の交換を重視し、ブロック単位の活動を追求する。

⑥ 提言等を具体的な政策要求に発展させる組織との連携を強める。

⑦ 財政基盤の自立化と運動の全国化に向け会員拡大を積極的に進める。

⑧ 「あり方案」を踏まえた、二〇〇一年度活動方針案・予算案及び規約改正案を総会に提案し承認を得る。

開催できるように検討を開始します。

5 出版活動等

(1) 季刊誌「国民と森林」の充実

① 今年も年四回(一月・三月・七月・一〇月)を基本に発行します。

② 発行にあたっては、巻頭言、連載物、公開講座・講演の記録、定点観測、切り抜き帳各種文献の紹介等で編集します。

また、国民森林会議のブロック活動の導入に対応し、地域からの情報発信を全国化するよう、会員全体で誌面充実に努力します。

③ 原稿は、発刊日(一日)の二ヶ月前を締切日とし、期日発刊に努めます。

(2) 出版活動

① 提言等をおこなった場合は、その普及のため出版することに努めます。

6 定点観測

① 本年も引き続き、酒匂川流域(小田原市)での観測を継続します。同時に「国民と森林」で経過の報告を行うよう努力します。

② 観測目標は、都市近郊・中小都市としての特性(農産漁村とベッドタウン)に着目したものとします。

7 森林・林業地視察

① 昨年中止した、小田原市の酒匂川流域グリーンフォーラムが取り組んでいる「地域

の森とつなぐ天然素材・民家型の家作り」を視察することで計画します。

8 共催・後援の活動

① 引き続き、森林フォーラム及び「八ヶ岳自然と森の学校」の行事を後援していきま

す。

② 地域における、集会や学習会等に協力して、講師の派遣・資料の提供等に努めます。

9 組織の活動

(1) 組織の形態

① 森林・林業、環境問題がすべての市民・住民の課題であること、そしてそれらの基盤である山村・地域に問題が顕在化していることから、これまでの東京一極集中的な組織形態・運営の克服が求められています。

② したがって、「国民森林会議あり方検討委員会」の経過も踏まえ、当面、ブロックを単位とした地域の活動と中央の活動を結びつけた組織運営を追求します。

(2) 機関

① 総会は、これまでと同様の位置づけ・運営とします。

◇二〇〇二年は、三月三日に開催予定
② 評議員会は、評議員と拡大幹事会で構成し、総会議案作成の審議を行います。また、組織運営上特に重要な課題について必要に応じて開催します。

◇二〇〇二年は、二月二日に開催予定
③ 幹事会は、常任幹事会と拡大幹事会の形態で運営します。

◇常任幹事会 会長・事務局長と幹事

(若干名)で構成し、総会で決められた活動方針に基づき日常の事業を執行します。定例幹事会は、公開講座当日の午後に開催します。

◇拡大幹事会 常任幹事とブロック幹事とで構成し、組織運営で特に重要な課題について必要に応じて開催します。

◇ブロック幹事は、ブロック内の会員間の情報交換・交流の世話役及び常任幹事会との連絡役を通常の任務とします。

(3) 会員

① 会員の形態は、次のとおりとします。

◇「あり方検討委員会」の検討結果を踏まえ、全ての会員に共通した権利と活動への参加機会を保障していくという観点から、個人会員の一本化をはかることとします。

◇個人会員 個人会員は、将来的には全て「通常会員」とします。そのため、新たに会員となる個人の方は「通常会員」で登録していただきます。

なお、現在の購読会員(個人会員)

については、ご本人の理解を前提に通常会員化の相談をさせていただきます。

◇団体会員 団体会員は、全て「購読会員」として登録していただきます。

国民森林会議会則改正(案)

(4) 財政基盤の確立

① 国民森林会議は、ボランティア組織の性格の下で活動していることから、会員から拠出される会費(購読料)が唯一の財源となっています。

◇昨年の会員拡大「特別対策」の成果で、将来の見通しに望みをつないだものの、財政基盤の構造が今後も基本的には変わらぬものでないこと、そして設立当初から会費の改訂を避けてきたこと等からも、財政問題は依然として厳しい状況にあります。

② したがって、活動の活性化と同時に並行的に財政基盤の確立を図ることとし、引き続き会員拡大を積極的に進めます。

現 行	改 正 (案)
<p>第一条(名称および事務所) この会は、……と称し、事務所を東京都港区赤坂二丁目九番地一三三三会堂ビル内に置く。</p> <p>第七条(機関) この会に次の機関をおく。</p> <p>一、総 会 この会の最高決議機関とする。</p> <p>二、評議員会 総会に次ぐ決議機関とする。</p> <p>三、幹事会 この会の会務を執行する機関とする。</p> <p>第十条(役員) この会に次の役員をおく。</p> <p>一、会 長 若干名</p> <p>二、幹 事 若干名</p> <p>三、事務局長</p> <p>四、監 事</p>	<p>第一条(名称および事務所) この会は、……と称し、事務所を東京都文京区大塚二二八七七林研センター内に置く。</p> <p>第七条(機関) この会に次の機関を置く。</p> <p>一、総 会 省略</p> <p>二、評議員会 省略</p> <p>三、常任幹事会 省略</p> <p>四、拡大幹事会 この会の運営上で重要な事を協議する機関とする。</p> <p>第十条(役員) この会に次の役員をおく。</p> <p>一、会 長 若干名</p> <p>二、常任幹事 若干名</p> <p>三、ブロック幹事 各ブロック一名</p> <p>四、事務局長</p> <p>五、監 事</p>

2001年度予算(案)

自2001年1月1日
至2001年12月31日

2000年度決算

自2000年1月1日
至2000年12月31日

区分	項目	前年度予算	当年度予算	摘要
収 入	通常会費	740,000	500,000	前年度納入実績により予算編成
	購読会費	3,183,000	3,580,000	" 拡大会員含む予算編成
	出版物収入	100,000	0	
	その他		0	
	繰越	47,188	787,299	
	計	4,070,188	4,867,299	
支 出	会報発行費	2,400,000	2,600,000	編集、印刷、発送費用
	物品費	30,000	20,000	
	通信費	100,000	100,000	
	事務所費	120,000	0	
	資料購入費	30,000	20,000	
	印刷費	50,000	50,000	
	総会費	200,000	300,000	
	評議員会費	150,000	300,000	
	幹事会費	200,000	200,000	
	調査・活動費	700,000	650,000	
	提言委員会	100,000	100,000	
	定点調査	50,000	50,000	
	公開講座	300,000	300,000	
	教育森林	100,000	100,000	
	調査予備費	150,000	100,000	森林現地調査他
	団体加盟費	80,000	80,000	緑の団体協議会他
	小計	4,060,000	4,320,000	
予備費	10,188	547,299		
	計	4,070,188	4,867,299	

区分	項目	当初予算	決算額	備考
収 入	通常会費	740,000	495,000	協力会員の購読料
	購読会費	3,183,000	3,090,000	
	出版物収入	100,000	0	
	その他	0	2,000,000	
	繰越	47,188	47,188	
	計	4,070,188	5,632,188	
支 出	会報発行費	2,400,000	3,398,167	前年度からの未払分清算含む
	物品費	30,000	1,500	
	通信費	100,000	68,929	
	事務所費	120,000	120,000	
	資料購入費	30,000	2,400	
	印刷費	50,000	15,023	
	総会費	200,000	213,481	
	評議員会費	150,000	175,296	
	幹事会費	200,000	503,178	検討委員会旅費・林政座談会旅費含む
	調査・活動費	700,000	167,565	
	提言委員会	100,000	0	
	定点調査	50,000	0	
	公開講座	300,000	167,565	
	教育森林助成	100,000	0	
	調査予備費	150,000	0	
	団体加盟費	80,000	150,000	前年度からの未払分清算含む
	役務費	0	29,350	
小計	4,060,000	4,844,889		
予備費	10,188	0		
	計	4,070,188	4,844,889	
	次年度繰り越し		787,299	
	合計	4,070,188	5,632,188	

◇ 繰り越し内訳 預金口座 713,119 振替口座 7,660 現金 66,520

上記のとおり相違ありません。

2001年3月 日 監事

森林フォーラムの活動

二〇〇〇年度 活動計画経過報告

1 フォーラムの会総会

日時 二月一日(祝日)
講演 「民間林業労働者からの発言」と題して講演と討論

講師・全国山林労働組合
書記長 漆原 進氏
福島県本部
委員長 荒 信一氏

パネリスト・内山 節先生
森 巖夫先生
三井昭二先生

会場・後楽園会館
参加者・四七人

しかし、ツツジや山桜の開花の遅れで見られなかったことが残念でした。

第八回 二月二日(土) 三日(日)

会場 群馬県・赤城村及び川場村
講師 関東森林管理局・田口企画官、平野 係長
世田谷区健康村・岩淵指導員
参加者 二二人参加

3 「赤城親しみの森づくりフォーラム」

企画 相田世話人代表
雨宮世話人

日時 第一回 三月二五日(土)
第二回 四月二日(土)
第三回 五月二七日(土)
第四回 六月一七日(土)
第五回 九月三日(土)
第六回 一〇月一四日(土)
第七回 一一月二日(土)

以上、群馬県赤城村国有林内の森林整備作業(除伐と調査など)の森づくりの実作業を八回実施しました。
会場 群馬県・赤城村国有林内
参加者 延べ一三二人

4 「上野村フォーラム」

企画 内山世話人代表
日時 八月四日(金) 六日(日)

中里村の高橋さん方の指導のもとに、中里村に自生するおかめ笹の笹細工づくり「果物籠」や上野村各施設見学(堆肥・炭焼き工場など)飯出さん宅の百草刈り・芋掘り、上野村山里文化祭の実促委員会のメンバーとの交流。上野村から野栗峠を経て中里村への古道整備や標識立てを行いました。

会場 上野村・中里村
参加者 二三人

2 「森林整備と自然観察」赤城と川場フォーラム

企画 相田・雨宮世話人
日時 四月二日(土) 三日(日)

関東森林管理局の森林造成・整備の安全指導を受け、さらに川場村世田谷区健康村「森の学校」の施設見学や森林整備の研修を行いました。

5 「紅葉の観察と森林整備」赤城・川場フォーラム

企画 相田世話人代表
雨宮世話人
日時 一一月一日(土) 二日(日)

赤城親しみの森づくりの森林整備と川場村の世田谷区健康村「友好の森」の散策やリングゴ狩り、名所旧跡の見学など川場村の生活と文化に触れたフォーラムでした。

会場 赤城村・川場村
講師 上野村 飯出八紘 関東森林管理局
平野係長ほか一人
参加者 一六人

6 「上野村古道整備フォーラム」

企画 内山・相田世話人代表
日時 一一月一六日(土) 一七日(日)

八月に行った「古道整備」の残りを整備しました。
会場 上野村
講師 上野村野栗 黒沢優
参加者 一〇人

7 国民森林会議「公開講座」が二回開催されました。

日時 九月九日(土) 「自然住宅」
講師 自然住宅・住まい方推進ネットワーク代表 田久保美重子
日時 一一月九日(土) 「フランスの山村」
講師 哲学者 内山 節
会場はいずれも都内文京区本郷・

東京大学「学士会分館」

参加者 延べ二四人(森林フォーラムの会会員出席者人数です)

8 「森林フォーラムニュース」は、No.55・56・57・58号発行しました。

二〇〇一年度 森林フォーラムの会活動計画(案)

1 森林フォーラムの会総会

日時 二月二日(振替休日)
会場 後楽園会館(文京区小石川)
講演と討論 「今日の厳しい林業経営について」

講師 林業家 田中惣治氏

〈活動企画〉

1 「森林フォーラムの会」は、昨年の活動を踏襲し、活動の重点は「森づくり整備」実作業への活動と上野村「山里文化祭」の支援する活動の一年とします。
そのため「赤城親しみの森づくりフォーラム」整備地区と「上野村・中里村山里文化祭」を活動の重点地域とします。

① 「赤城親しみの森づくりフォーラム」定例整備活動を行います。(いずれも土・日曜日、一〇名前後の参加をお願いします)

企画 相田世話人代表
雨宮世話人

☆ 定例整備日

四月一四〜一五日 五月二二〜一三日
九月二二〜二三日 一〇月一三〜一四日
一一月一〜二日

② 赤城親しみの森で『山桜やツツジ・紅葉を楽しむながら森林整備や森林自然観察の会』二〇名前後の参加者による上記、定例整備日の何回かをあてて開催します。

2 「上野村・中里村山里文化祭フォーラム」

☆ 開催日

六月二三〜二四日 竹細工やソバうち体験等を予定
八月三〜五日 プラムジャムセッションや飯焼餅体験などを予定

一一月三〜四日 岩茸おじや試食会や飯焼餅・機織り体験などを予定

※ 恒例になっています上野村フォーラムと併せて上野村・中里村山里文化祭への参加を行います。「都市と山村を結ぶ交流や上野村と中里村の山里の文化を知るフォーラム」とします。今回は、右記三回の開催を予定企画し、二〇人程度で行うことにしたいと思います。

3 観察研修イベントについては、今年度も取りやめることにします。

4 会費の値上げについては、今年一年間検討し、次期総会で決定します。

八ヶ岳自然と森の学校

二〇〇一年度の開講ご案内

主催 八ヶ岳自然と森の学校
 国民森林会 議
 後援 中部森林管理局・長野県・茅野市・
 茅野市教育委員会・茅野市観光連盟

八ヶ岳自然と森の学校も今年で一三周年となりました。今年も人気の高い講座を増やしたり新しいコースを設定するなど、森林の関心の高まりに応じて意欲的に取り組んでまいります。できるだけ幅広くいろいろな講座を受講していただきたいと願っています。

それぞれのテーマで四季の森を訪ね、講師の先生方の説明を聞き、自然とのふれあいを通して森の社会を学び、人と自然のかかわりを考えていきたいと思えます。ご参加をお待ちしております。

なお近年は参加者が増え、定員を超えたりも出て、申し込みをお断りせざるを得ない場合もありますことをご了承ください。

★八ヶ岳自然と森の学校のいろいろなコースに、何年かかっても、八〇〇〇回参加された方の

なかで、適格と認められた人に、森のインタープリター（森の解説者）の資格が与えられます。今までに五二名のインタープリターが誕生し、全国各地で活躍しています。インタープリターだけの研修会や集いなど特典もあります。

★参加される方の申し込み手続きなど

◎各コースの申し込みは最終面の書式参照、問い合わせはそれぞれの連絡先（担当の山小屋）へご連絡下さい。

◎参加費用＝泊二日で二一、〇〇〇円（宿泊費＝二食付き、教材、受講料、前納の保険料を含む。交通費は別）

◎申込書に申込金三、〇〇〇円を添えて、各連絡先に直接申し込んで下さい。申込金は保険料にあてますので必ず生年月日、血液

型をご記入下さい。

◎集合場所、時刻、詳しい内容は、お申込み時にお知らせしますが、ほぼ午前一〇時頃最寄りの駅付近または現地集合の心づもりでご準備下さい。

◎定員は各コースとも二〇人で締め切らせていただきます。

◎なお、各コースとも軽い山歩きになりますので、当日は相応の服装、持ち物（雨具、防寒衣類、水筒、弁当、懐中電灯など）と、ルーペ（虫眼鏡）双眼鏡などお手持ちの観察用具、筆記用具をご用意下さい。昼食は各自負担となります。

《各コースの内容》

期 日	テーマ及び講師	場 所
(各コースとも土、日曜日 ※⑤⑧のみ日、月曜日)		
① 4月28・29日	初歩的な岩登りと雪上技術 講師 八ヶ岳山岳ガイド協会 連絡先 ☎ 391-0100 長野県諏訪郡原村5782 ☎ 0266-79-5494 田中 光彦	大河原ヒュッテ
② 5月19・20日	山菜と木々の芽吹き 講師 大木 正夫（長野県林業大学校） 連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094 ☎ 0266-76-2612 浦野 栄作	夏沢鉱泉
③ 5月19・20日	山 菜 講師 阿部 義男（長野県植物研究会） 連絡先 ☎ 392-0010 長野県諏訪市渋崎1722 ☎ 0266-58-7220 藤森 周二	美濃戸山荘
④ 5月26・27日	春の銀河の観望 講師 岡橋 卓夫（飯能天文同好会会長） 連絡先 ☎ 391-0301 長野県茅野市北山4035 ☎ 0266-67-5100 嶋 義明	精枯山荘
⑤ 5月27・28日	バードウォッチング 講師 林 正敏（日本野鳥の会諏訪支部長） 連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094 ☎ 0266-76-2612 浦野 栄作	夏沢鉱泉
⑥ 6月2・3日	亜高山帯の植物 講師 今井 建樹（長野県植物研究会） 連絡先 ☎ 391-0011 長野県茅野市玉川1400-829 ☎ 0266-74-2102 田中 敏夫	美濃戸高原ロッヂ
⑦ 6月9・10日	モモンガとヤマネの生態 講師 鈴木 欣司（日本哺乳類学会） 連絡先 ☎ 391-0011 長野県茅野市玉川2382-5 ☎ 0266-72-3260 原田 雅文	山彦荘
⑧ 6月16・17日	山岳気象 講師 日本気象協会 連絡先 ☎ 391-0213 長野県茅野市豊平2472 ☎ 0266-72-1279 小平 勇夫	オーレン小屋
⑨ 6月16・17日	初夏の高山植物と八ヶ岳の今昔（地質学） 講師 今井 建樹（長野県植物研究会） 永沼 治（日本陸水学会・日本珪藻学会会員） 連絡先 ☎ 391-0211 長野県茅野市湖東3094 ☎ 0266-76-2612 浦野 栄作	硫黄岳山荘

期 日 (各コースとも上、日曜日 ※⑤⑩のみ日、月曜日)	テーマ及び講師	場 所
①⑨ 9月8・9日	中高年の山の事故 講 師 茅野市消防署救命士 連絡先 ☎391-0213 長野県茅野市豊平2472 ☎0266-72-1279 小平 勇夫	オーレン小屋
②⑩ 9月22・23日	夏と秋の星座を見よう 講 師 岡橋 卓夫(飯能天文同好会会長) 連絡先 ☎391-0301 長野県茅野市北山4035 ☎0266-67-5100 嶋 義明	稿枯山荘
③⑪ 9月22・23日	キノコ教室(キノコいろいろ) 講 師 五味 一郎(日本菌学会) 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎0266-72-3613 米川 正利	蓼科山荘
④⑫ 9月29・30日	キノコ 講 師 大木 正夫(長野県林業大学校) 連絡先 ☎391-0211 長野県茅野市湖東3094 ☎0266-76-2612 浦野 栄作	夏沢鉱泉
⑤⑬ 10月13・14日	秋の北八ヶ岳を撮る 講 師 新妻 喜永(山岳写真家) 連絡先 ☎391-0100 長野県諏訪郡原村5782 ☎0266-79-5494 田中 光彦	大河原ヒュッテ
⑥⑭ 10月20・21日	土星を見よう 講 師 岡橋 卓夫(飯能天文同好会会長) 連絡先 ☎391-0301 長野県茅野市北山4035 ☎0266-67-5100 嶋 義明	稿枯山荘

《申し込み様式》

次の書式で参加コースごとに別用紙で連絡先にお送り下さい。

2001年 自然と森の学校 申込書

参加コース名
住所(郵便番号、電話番号を必ずご記入ください)
氏名、生年月日、血液型
これまでの参加年月日、コース名、その他連絡事項があれば

期 日 (各コースとも土、日曜日 ※⑤⑩のみ日、月曜日)	テーマ及び講師	場 所
①⑩ 6月16・17日	写真教室と桜を見る会 講 師 磯貝 猛 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎0266-72-3613 米川 正利	蓼科山荘
①⑪ 6月23・24日	高山の池と生物 講 師 磯部 吉明(東邦大学理学部教授) 連絡先 ☎391-0301 長野県茅野市北山芹ヶ沢 ☎0267-88-3865 辰野 廣吉	白駒荘
①⑫ 6月24・25日	バードウォッチング 講 師 林 正敏(日本野鳥の会諏訪支部長) 連絡先 ☎391-0211 長野県茅野市湖東3094 ☎0266-76-2612 浦野 栄作	夏沢鉱泉
①⑬ 7月7・8日	山岳医療救急講習 講 師 茅野市消防署救命士 連絡先 ☎391-0213 長野県茅野市豊平2472 ☎0266-72-1279 小平 勇夫	オーレン小屋
①⑭ 7月7・8日	夏の高山植物とスケッチ 講 師 今井 建樹(長野県植物研究会) 小倉 玲子(日本画家) 連絡先 ☎391-0211 長野県茅野市湖東3094 ☎0266-76-2612 浦野 栄作	硫黄岳山荘
①⑮ 7月28・29日	亜高山帯の植物 講 師 大木 正夫(長野県林業大学校) 連絡先 ☎391-0301 長野県茅野市北山8241 ☎0266-67-2990・0266-78-2231 島立 博	麦草ヒュッテ
①⑯ 8月25・26日	八ヶ岳の木の実 講 師 今井 建樹(長野県植物研究会) 連絡先 ☎391-0011 長野県茅野市玉川1400-829 ☎0266-74-2102 田中 敏夫	美濃戸高原ロッヂ
①⑰ 9月1・2日	高山の花・森のスケッチ 講 師 小倉 玲子(日本画家) 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎0266-72-3613 米川 正利	黒百合ヒュッテ
①⑱ 9月8・9日	初心者向け岩登りとザイルワーク 講 師 島田 良(八ヶ岳山岳ガイド) 連絡先 ☎391-0013 長野県茅野市宮川11311-8 ☎0266-72-3613 米川 正利	黒百合ヒュッテ

切り抜き森林・林政ジャーナル

12~2月

新聞・この三カ月

〔読売〕12月31日―区部の緑32%

都環境局は、来年度から十五年間で都が取り組むべき緑化施策の目標を具体化した「緑の東京計画」を発表した。同計画は、五十年後における東京の緑の将来像を見据えながら、来年度から十五年間で達成すべき目標を定めた。

一定面積に占める森林や農地、街路樹、河川などの割合を示す「みどり率」では、十五年後には区部で二九%を三二%に、多摩地区の八〇%を現状のまま維持するとしている。

ヒートアイランド対策として、建物の屋上や壁面の緑化を推進し、都心部に千二百ヘクタールの緑化を実現させる。

また、雑木林と田畑、ゆう水などが一体となった「里山保全地域」として、多摩丘陵など都内十カ所を指定し、保全措置をとるとしている。

〔朝日〕1月1日―高知県が「水

源税

高知県の橋本大二郎知事は、水源となる地域の森林整備費を広く県民に負担してもらおう、いわゆる「水源税」を早ければ二〇〇二年度から導入したい、との方針を一日付の年頭所感で表明した。各地の自治体が自主財源の確保に向けて模索している新しい目的税のひとつで、「環境についての県民意識も喚起できる」としている。

具体的な課税方法などは四月以降に決めるが、実現すれば全国で初めてという。

同県が昨夏、県民七二〇人を対象に実施したアンケートで、「水源税」への賛成が七四%を占めた。一年に支払ってもよい金額は、「一〇〇〇円程度」三九%▽五〇〇円程度一六%▽三〇〇〇円以上一一%。橋本知事は「導入には県民への徹底的な説明が必要だが、ある程度理解を得られるのではないか」という。

類似した制度として、神奈川県

愛知県豊田市、福岡市などが、水源保全基金などの名目で水道水一立方メートルあたり約一元を利用者から徴収しているが、税法式ではない。

〔毎日〕1月5日―余録
英語のコリドー(corridor)は建物の各部をつなぐ廊下、回廊のことだ。都市と港を結ぶ細長い地帯を回廊地域と呼ぶこともある▼今度日本に登場したのは「緑の回廊」である。青森県の八甲田山から宮城県の蔵王山に至る奥羽山脈の脊梁部約四〇〇キロを

国府林でつなぐ大「緑の回廊」だ。林野庁の用語では「奥羽山脈縦断自然樹林整備構想」。構想そのものになったのが岩手県の自然保護団体の提案したグリーンベルト案だった▼グリーンベルトというのは奥羽山脈、白神山、北十山地、朝日山地などを結んで野生動物の移動経路、つまりコリドーをつくらうという提案だ。それに青森宮林局の中岡茂計画課長(当時)が

野生植物であるブナの自然林をコリドーとしてつけ加えた▼こうして「緑の回廊」は「民の発想を官が引き上げるという形」(日本自然保護協会機関誌「自然保護」1/2月号)ではじまった。これまで外国でもコリドーといえばゾウやトラなど野生動物の移動経路のことだったが、最近、新しいコリドーが注目を集めている▼自然保護誌によると、プータンは九つの国立公園と野生動物保護区をコリドーでつないでいる。ここにはベ

ンガルトラ、ジャコウシカなど希少類を含む一六〇種を超えるほ乳類が生息している。プータンは野生動物の移動経路の確保とともに、異なる生態系と生態系を結ぶ、新しい「生態コリドー」を目指しているという▼中米八カ国による「中米生態コリドー」計画も進行している。北極を取り巻く国々が互いに環境汚染対策を協力して行う「周北極コリドー」も構想されている。日本でも、全国の森林管理局で盛んに「緑の回廊」の設定作業が進められている。二一世紀には、環境コリドーの幕開けかもしれない。

〔毎日〕1月13日―間伐材からプラスチック
森林から切り出される間伐材な

どを使って、容易にリサイクルできる新素材・「ウッドプラスチック」や自然の力で土になる「生分解性プラスチック」を生産する「資源循環型」のプロジェクトが、今年からスタートする。

林野庁が二〇〇一年度から五年間に一〇億円を投入、民間企業との連携を進める。プラスチックごみや木製廃棄物の減量と、林業の活性化という一石二鳥を狙ったもので、同行はパソコン、携帯電話向けなどの大型需要を見込んでいる。

ウッドプラスチックは、古紙から出るパルプを、木材に含まれる成分のリグニンで固めて作る。開発した三重大学の松岡正光教授(環境資源化学)によると、木より軽い材料から石油系プラスチック並みの強度を持つ材料まで作れるうえ、溶剤に溶かせばリグニンを回収、安価で再利用できる。また、木材から分離した別の成分にセルロースを硫酸で溶かし、乳酸発酵させた後に固めれば、生分解性プラスチックになる。

ウッドプラスチックの当初の価格は、石油プラスチックの約二倍の一キロ三〇〇円前後になるとみられるが、同行では「石油系の再利用には、大型施設や大きな熱エネルギーが必要。再利用のための

コスト、二酸化炭素排出問題などを考えれば十分評価してもらえない」としている。参加企業を募って技術研究組合を組織し、〇一年度内のプランと開設を目指す。

財団法人「日本住宅・木材センター」によると、製材くずなど一年間に発生する木製廃棄物約二二〇〇万立方メートルのうち、再利用されているのは燃料チップなど三割程度。ウッドプラスチックや生分解性プラスチックは廃材や、民有林だけで年間四五〇万立方メートル切り出される間伐材から作るため、木材資源の有効利用につながる。また、林業に新たな需要を喚起することになる。

一方、国内のプラスチック生産量は年間約一五〇〇万トン。その約半分が廃棄物となるが、廃プラスチックの利用率は三割弱で、腐らないプラスチックごみの処理が大きな課題となっている。

〔朝日〕1月15日―治水行政発想の転換が必要だ
治水行政はこの百年、洪水を早く海に流すのを基本に、川を真っすぐにして堤防を強化し、上流にダムを造ることにこだわってきた。水はけがよくなった反面、環境は傷つき、川は人口の水路と化した。それでいてなお、水害は防げて

いない。流域開発が進んで、雨水をとどめておく場所が失われ、洪水の規模はさらに大きくなっていく。昨年九月の東海豪雨がそうだ。洪水をひたすら川に押し込めようとしてきた近代治水の限界を物語る。そろそろ発想を変えるべきではないか。

「川があふれることを前提に、流域全体で治水を進めるべきだ」。国土交通省誕生前の建設相の諮問機関、河川審議会は昨年、そんな趣旨の答申を出した。洪水と共存して来た伝統的な治水に学べというのだ。

ダムや堤防への過度の依存から脱し、治水の転換を促す提言として評価したい。

答申は、田畑などの水をあふれさせる役割を持った「霞堤」や、水の勢いを和らげるための水害防備林を川沿いに設ける、といった手法の復活を求めている。小さな集落は宅地をかき上げたり、人々が住むところだけを囲う「輪中堤」を築いたりする対策も上げている。(中略)

治水は森林保全を含め、流域全体で担うことが大切だ。これまで近代技術を過信し、ダムや堤防など、川に比重を置き過ぎた。京都の桂川沿いを歩くと、竹や

樹木がうっそうと茂る光景に出合う。桂離宮を囲む水害防備林である。離宮内の書院は高床式で、水に浸らないようになっていた。名勝はこうして守られてきた。

〔日農〕1月16日―農林水産振興の条例
青森県が「農林水産業を基幹とする産業の振興に関する条例」(仮称)の策定作業を進めている。県が検討のたたき台としてまとめた骨子案では、農林水産業の自然循環機能の維持・増進と、農林水産業と他産業との連携強化が柱。三月議会に条例案を提出、四月施行を目指す。農業振興の条例は、県段階ですすでに北海道と宮城県が制定。東北では山形や福島でも制定に向けた動きが進んでいる。

農、林、水を一括でとらえた条例は青森県が初めて。水でつながる森林と農地、漁場は切り離せないこととらえて判断した。条例制定の理由について同県は「永続的に環境に優しい産業活動が求められる。二一世紀に、自然循環機能が高い農林水産業の役割は大きい。条例で、その理解を県民に促したい」(政策推進室)と説明。また、目玉となる他産業との連携を強めていく上で、県の各部署が一丸で取り組む決意も込められた。

アトランダム雑誌切抜き

11月~1月

◆激動のリーダーシップ／童門冬二(作家)

社会学者は、いまは「下剋上」の戦国時代と似た実力主義で、日本式経営が役立たなくなった時代と、幕末の開国で不平等条約を結ばされたように、グローバルの発想がない虚をつかれた時代とも重なるという。

その時代のリーダーの視座は平松大分県知事がいった、グローバルな視点とローカルな活動を組み合わせた「グローバルイズム」でないか。それを具体化するリーダーの条件は①先見力、②情報力、③判断、④決断力、⑤行動力、⑥体力である。この①④⑤⑥がIT、情報処理能力だろう。

しかしこれだけでは、価値観の多元化した人々を納得させられない。戦国の名将といわれる武田信玄や上杉謙信の偉さは、「この人のためなら」という部下を生んだ「らしさ」があったことだ。「らしさ」は中国で言えば「風度」。人々のハートを揺さぶるような「気」があったことだ。いま日本に必要なのはこの「風度」だ。

昭和40年代まで日本には大衆が存在していたが、それは価値観の少種多量の社会だった。その後35年余で価値観は変化し、核家族化が進み、所有より使用が重視され、分衆化、価値観の多種少量化となった。この変化が本体では勝負がつかないので、プラスαをつける付加価値を重視した差別化、差異化、区別化となっていた。これがCIだが、社旗やマークだけでなく、他社と違うサービスの提供ができるかどうかだった。これが「らしさ」で、相手に「なら」という考えを持たせるものだ。

組織内でも分衆化が進み、従来はリーダーの価値観の枠内に部下の価値観もあったが、いまはそれを食み出る価値観、それは基本的人権、その人の主体性でもあるが、を認めなければならぬ時代だ。重なる価値観の部分を情報の共有

化や議論・同意を得るなどで、しっかりとした接点として行くべきで、先の①④⑤⑥プラスαとしての「風度」が発揮される。

その「風度」は、部下への権限委譲とその責任分担を求めることである。信玄は、土濠をめぐらした小さな館を居城にした。「小さな本社」だ。武田24将とは毎朝、ミーティングを行ない戦略をきめ、それが決まればそれぞれ現場に帰って戦術を決めさせていた。平にも発言させた。情報の共有だ。信長は、川中島で信玄と謙信が5度も戦ったことを調べ、農民を農閑期に使った戦いだったことを知り、兵農分離の軍事集団を作る。その集団らの面倒を見るための楽市楽座を規制緩和で作った。

こうした改革への壁は、①モノ②仕組③心の壁だ。当時の心の壁は「一所懸命」。土地への執心だった。信長はその意識を茶道の礼で変えて行こうとした。それは意識の変革に止まらないで、茶道具か

ら住宅・花卉栽培・書画骨董・衣服・料理などに波及し、国民の生活を変えた。根底の意識の変革が内需振興になった。

縦割りでなくモノ・制度・心の壁を破って、横の連携が必要なのだ。そうした事業はトップの考えを受け止めていったことで、若き日の木下藤吉郎がそうだった。これから日本には、上下の信頼関係と、下の小単位の職場から「うちの思想」に挑戦し直すことが必要だろう。(フォーレストコンサル) No.82・林業部門技術士会

◆お客に大人気「足利うまいもの会」の割りばし木炭／小川太郎(朝日新聞足利通信局)

栃木県足利市の飲食店38店の主人がつくる「足利うまいもの会」が使い捨てだった割りばしを集めて炭にして「かた炭くん」と名付けて来客に配ったところが、大評判、御土産目当ての来客もでるなど人気も高まっている。当初は再生紙なども考えたが、量の確保や洗浄が隘路となって、炭焼きに落ち着いた。市内の排水プラントメーカーの開発した簡易炭焼き炉を使って製品化に成功。点火にも灯油など補助燃料を使わない製法にこだわると、環境保全に注意をはらった。製品は細いが、金属音がする

ほど質のよいもので、2〜3か月に1回メーカーの工場で焼く。

炭の包装にも工夫をして、そのまま脱臭剤・乾燥剤として使えるようにした。1回の窯入れで1000個の「かた炭くん」ができるが、1〜2週間ではなく。市でもこの動きを広めることで、具体化を模索中。他の自治体からもメーカーに炭窯の照会もきている。(『グリーンパワー』11月号・森林文化協会)

◆最近のタイの林業生産と木材輸入／篠原武夫(琉球大学農学部教授)

今日東南アジアでもっとも深刻な森林・林業問題を抱えているのはタイとフィリピンだろう。そのタイに3週間の調査の機会を与えられた。

森林面積は1297万ha(98年・森林率25%)、61年の2736万ha(森林率53%)から見ても急速な減少である。森林減少の理由は、人口増大・森林の農業地への転用(28年間に農地が倍増している)・焼畑移動耕作・無断耕作・不法伐採などが、焼畑移動耕作は大きな問題になっていない。政府は89年、国有林の伐採禁止令をだし、木材生産のための伐採は禁止されている。マングローブ林は、61年

に36万haあったのに、96年には16万haに激減した。これは木炭材の採取・エビ養殖・錫鉱の掘削によるもの。

かつての木材輸出国タイも、現在は輸入国。チークなどの不法伐採は6万㎡に達し、94年には400万㎡を輸入し、97年は236万㎡の輸入。輸入の57%はマレーシアで、カンボジア・ラオスと続く(97年)。

王室林野局は、将来森林率を40%2054万haに引き上げる計画である。しかし国有林の造林面積をみても、年3万〜7千haで、累計(97年)でも88万haだ。

チーク材の造林は、アグロフォレストリーの手法でも行われ、農民の生活安定に寄与している。しかし害虫発生など課題もあるようだ。早成樹種のユーカリの造林は少なく、森林資源問題を解決できる状況にない。わが国の支援も望まれる。(林経協月報12月号・日本林業経営者協会)

◆中国雲南省の森林と林業／田中茂(元岩手大学教授)

雲南省は、海拔76〜6740mで平均2000m。山地が84%を占める。湿潤な地域からサバンナまで多様な気象だ。森林は953万haで森林率は24%、中国の平均

森林率の14%より高いが、50年代の50%の半分。荒山荒地は33%に近い。耕地は7%強。

森林は温帯針葉樹林から熱帯亜熱帯の常緑広葉樹まで、有用樹木は800種。果物・食用油・飲料など生産する森林は58万haに達する。

見学は雲南省南部の国有林と自然保護区を中心に訪ねた。昆明周辺では松が多い。南下するにしたがってユーカリが目立つ。パルプ材にしかならないことや、地力が落ちるなど批判もあるようだ。油を取るため葉をとって裸になったり、胴切りされたユーカリなど痛ましい木も見える。

雲南省は地形が複雑で、自然資源に恵まれているので、自然保護区も多い。国家級が6、省級が43、州市級が55もある。大囲山自然保護区で多様な植生などみることができた。

50年代の木材生産量は50万㎥だったが、70年代200万㎥、80年代300万㎥に拡大、80年には年成長量を14%強上回る伐採となった。80年に入ると所有権と経営権を分離する改革政策で、荒山を農民に分配し薪炭林として利用させるなど、国有森林工業企業の経営範囲は510万haから29万haに縮小。

90年代には資源枯渇で生産停止に追い込まれた。労働者の3分の1が離職退職した。人工造林や森林経営を目的にする国有林場は156あるが、省直属は4しかなく、136が県に所属するなど分権化が進んでいる。

81年の中国の林政変換で三定事業(山権林権の安定)土地の集団所有を堅持しながら林木の個人所有を認める、自留山(農民に分配して自家用造林地として利用、責任山)集体林を農民に請負わせる)が進み、生産責任体制が林業にも及んだ。農地への森林の転用もすすみ、88年から92年までに66万haも森林は減少した。一方荒地などの使用権を有償で譲渡する試みも行われ、97万haが譲渡され、造林7万ha、経済林4万haなどの実績が上がっている。平均成林率15%だった造林も、最近では平均成林率が60%になるなど実効も上がっている。(グリーン・エイジ11・12月号連載・日本緑化センター)

◆気候変動枠組条約第六回締結国会議の結果について(林野庁研究普及課・林野時報12月号)、(赤堀聡之・林野庁研究普及課長補佐・「林業技術」1月号)などが特集。

森林の未来を憂えて

—— 国民森林会議設立趣意書 ——

日本の風景の象徴である松林が枯れつづけています。近年、台風や豪雪で各地の山林が大きな被害をうけました。また、森林を伐りすぎたため、水資源の不安が強まっています。

一九六〇年代の高度経済成長のもとで、人びとは農山漁村から大量に都市へ流出しました。とくに林業の分野では、戦後大規模に造林を進めたにもかかわらず、その手入れはなおざりにされています。

日本の森林は、いま病んでいます。このままではわが国の文化を育んできた森林・山村はさらに荒廃し、その未来はまことに暗いといわねばなりません。

このような現実を見ずごしてよいのでしょうか。いま私たちは、次のような課題の解決を迫られていると思います。

一、二一世紀初頭までには、地球上の森林の二割が失われるといわれています。人類にとって重要な機能をもつ森林に、私たちはどのように活力を与え、守り育てていくべきでしょうか。

一、森林は、林業にかかわる人びとによってこれまで辛うじて支えられてきました。このままでは、その担い手を失う日が近いのではないのでしょうか。

一、山村に住み、林業で働いている人びとと、都市に住む人たちとはどのように手をにぎり合えるのでしょうか。

一、いまみられる民有林や国有林の危機的状態は、どのようにして克服することができるのでしょうか。

一、いま、わが国は、木材需要の七割を外材に依存しています。森林資源の枯渇の中で、開発途上国の森林にどのようにかかわるべきでしょうか。

このような森林をめぐる諸問題の解決は、決して林業関係者だけにゆだねておくべきではありません。美しい国土と緑を子孫に残すために、日本の森林はどうあるべきか、いまこそ国民的合意を高める必要があります。

私たちは、以上のような国民的立場から、将来の森林や林業、山村のあり方を方向づけ、提言としてまとめ、その実現を期したいと思います。このためには、広い視野と長期の展望に基づいた英知の広範な結集がぜひ必要です。

そこで「国民森林会議」を設立し、広く国民・政府に訴えることを決意するに至りました。多くの方々のご賛同にご加入を望んでやまない次第です。

一九八二年一月九日

季刊 国民と森林

2001年春季号
第76号

- 発行 2001年3月1日
- 発行責任者 半田良一
- 発行所 国民森林会議
東京都文京区大塚3-28-7
TEL 03-3945-6931
振替口座00120-0-70096
- 定価 1,000円(〒共)
(年額3,000円)